

2 医安第 5 6 9 号

令和 2 年 8 月 1 3 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長

(公 印 省 略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第 6 回変更について (通知)

全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、8 月 6 日に、「新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言」を発出いたしました。

これを踏まえ、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」の第 6 回変更を行いましたので通知します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、本指針の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

< 県 W E B ページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 3 (タ`イリイ)

0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 5 (タ`イリイ)

0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 4 4 (タ`イリイ)

0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 4 (タ`イリイ)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第6回変更新旧対応表

2020年8月7日(金)

該当ページ・項目	現行	変更箇所
P1	<p><u>(追加)</u> <u>「厳重警戒」営業時間短縮・休業の要請 県民・事業者の皆様へのメッセージ</u></p>	<p><u>「新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言」を追加</u> <u>(削除)</u></p>
<p>P17 3. 個別対策ごとの実施方針 (2) 県民・事業者の皆様へのお願い</p>	<p>7) 第2波への対応 <u>(営業時間の短縮等の要請)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>7) 第2波への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加が見られ、愛知県においても、7月中旬以降、連日、多数の感染者が発生している状況にあることから、市町村、団体、企業が丸となって第二波の克服に向けた取組を強力にすすめていただくため、お盆休みを控え、緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛・行動の変容、県をまたぐ不要不急の移動自粛、感染防止対策の徹底を要請します。</u> ○区域：愛知県全域 ○期間：8月6日(木)～8月24日(月)の19日間 -1. <u>不要不急の行動自粛・行動の変容</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛をお願いします。</u> ・ <u>20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。</u> ・ <u>5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。</u>

		<ul style="list-style-type: none">・<u>「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。</u>・<u>特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。</u>・<u>接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。</u> <p><u>-2. 県をまたぐ不要不急の移動自粛</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>お盆休みの期間中の帰省については、もう一度、家族と検討をお願いします。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。</u>・<u>帰省や旅行先でも、居住地や目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</u>・<u>東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。</u>・<u>感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。</u> <p><u>-3. 感染防止対策の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。</u>・<u>事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。</u>・<u>利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感</u>
--	--	---

	<p>・<u>首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加が見られ</u>、名古屋市内の繁華街においても7月に入りクラスターが発生している状況にあることから、エリアを限定して、「接待を伴う飲食店」や「酒類の提供を行う飲食店」等に対し、営業時間の短縮等を要請します。</p> <p>○区域：名古屋市中区の栄・錦地区</p> <p>○期間：8月5日（水）～8月24日（月）の20日間</p> <p>○業種：接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店</p> <p>○要請内容：</p> <p>業種別ガイドラインを遵守する安全・安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮（5時～20時）」を要請</p> <p>業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請</p>	<p><u>染防止対策の徹底に協力をお願いします。</u></p> <p>・特に名古屋市内の繁華街においては、7月に入りクラスターが発生している状況にあることから、エリアを限定して、「接待を伴う飲食店」や「酒類の提供を行う飲食店」等に対し、営業時間の短縮等を要請します。</p> <p>○区域：名古屋市中区の栄・錦地区</p> <p>○期間：8月5日（水）～8月24日（月）の20日間</p> <p>○業種：接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店</p> <p>○要請内容：</p> <p>業種別ガイドラインを遵守する安全・安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮（5時～20時）」を要請</p> <p>業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請</p>
参考資料 12	<u>(追加)</u>	<u>緊急事態宣言のPR 資料の追加</u>

愛知県新型コロナウイルス 感染拡大予防対策指針

県民の皆様の生命と健康を守り
活力ある社会経済活動を維持するために

2020年 5月26日

愛 知 県

本指針の策定趣旨

この「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」は、県民の皆様
の生命を守り、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可
能とするため、感染症を巡る状況を的確に把握し、県や市町村、医療関係
者、専門家、県民や事業者が一丸となって、感染拡大予防対策をさらに進め
ていくため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24
条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様にご協力を要請する事項など、今
後、講じるべき対策を、現時点で整理し、対策を実施するにあたっての指針
を定めたものです。

策定	2020年 5月26日
第1回変更	2020年 6月 1日
第2回変更	2020年 6月17日
第3回変更	2020年 7月16日
第4回変更	2020年 7月25日
第5回変更	2020年 8月 4日
第6回変更	2020年 8月 7日

目次

緊急事態宣言及び県民・事業者の皆様へのメッセージ	P-	1
新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言	P-	1
愛知県緊急事態宣言の解除に際しての県民・事業者の皆様へのメッセージ	P-	4
1. これまでの経過	P-	6
(1) 感染状況と医療提供状況等	P-	6
(2) 愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置	P-	7
2. 対策の基本指針	P-	11
3. 個別対策ごとの実施方針	P-	12
(1) 感染状況等の監視	P-	12
(2) 県民・事業者の皆様へのお願い	P-	13
1) 「新しい生活様式」の定着	P-	13
2) 一定の期間を設けて段階的に緩和	P-	13
3) 都道府県をまたぐ移動	P-	14
4) クラスタ発生実績のある施設の利用	P-	14
5) 催物(イベント等)の開催	P-	14
6) 事業者へのお願い等	P-	17
7) 第2波への対応	P-	17
(3) 医療面での対策	P-	19
① 医療提供体制の維持・強化	P-	19
② 検査体制の維持・強化	P-	20
③ 医療資機材の調達	P-	20
④ さらなる対策	P-	21
(4) 学校・教育	P-	21
① 学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策	P-	21
② 児童生徒のオンライン学習の支援	P-	21
③ さらなる対策	P-	22
(5) 経済対策	P-	23
① 事業者に対する支援	P-	23
② 家計に対する支援	P-	24
③ さらなる対策	P-	25
(6) その他の取組	P-	25
① 防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策	P-	25
② 県民・事業者の皆様への情報提供	P-	27
③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携	P-	27
参考資料	P-	28

新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言

全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、その拡大を防止するため、愛知県緊急事態宣言を発出する。

新型コロナウイルス感染症の第二波は、東京等から大都市圏域へと拡大し、愛知県においても、7月15日に16人の感染者を出して以降、急激に増加を続け、7月31日に過去最多の193人に達するなど極めて厳しい状況が続いている。

7月以降の感染者の70%は30歳代以下で、95%が軽症・無症状者となっているが、最近、40代・50代や中等症者が増加傾向を示しており、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方々への拡大を防止することが強く求められている。

このため、愛知県では、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、医療・検査体制に万全を期すとともに、7月21日に「警戒領域」、7月29日には「嚴重警戒」として、県民・事業者に対し、特に20代・30代の若い世代に不要不急の行動自粛、事業者に感染拡大予防ガイドラインの遵守徹底、東京等への不要不急の移動自粛を強く呼びかけてきた。

また、8月2日には、「接待を伴う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大していることを踏まえ、三大都市圏で足並みを揃え、栄・錦地区にエリアを限定し、営業時間短縮等を要請したところであるが、お盆休み期間を控え、緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請することとした。

県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業が一丸となり、オール愛知で第二波の大きな波を乗り越えていくため、ご理解とご協力を強く願います。

1. 対象区域 愛知県全域
2. 対象期間 8月6日(木)から8月24日(月)まで 19日間
3. 要請事項 別紙1「**緊急事態宣言**県民・事業者の皆様へのお願い」に協力を

2020年 8月 6日

愛知県知事 大村 秀章

県民・事業者の皆様へのお願い

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛をお願いします。
- 20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。
- 5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。
- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- お盆休みの期間中の帰省については、もう一度、家族と検討をお願いします。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- 帰省や旅行先でも、居住地や目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③ 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。
- 名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請します。

「嚴重警戒」 営業時間短縮・休業の要請 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、緊急事態宣言の解除以降、社会経済活動とのバランスをとりながら、再度の感染防止に取り組んできましたが、7月15日に感染者数が16人となり、50人を超えた21日には「警戒領域」、100人を超えた翌29日には別紙により「嚴重警戒」をお願いしたところです。

しかし、昨日過去最多の193人に達するなど、極めて厳しい状況が続いているため、以下により、エリアを限定して、営業時間の短縮等を要請することといたしました。

県民・事業者の皆様には、第2波の大きな波が来たという心構えを持ち、感染拡大の防止にご協力をいただきますよう強くお願いいたします。

1. 要請目的

「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で、多くのクラスターが発生し、感染が拡大しているため、東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、エリアを限定して、「営業時間の短縮」等を要請する。

2. 実施内容

- (1) 区域 : 名古屋市中区の栄・錦地区
- (2) 期間 : 8月5日(水)～8月24日(月)の20日間
- (3) 業種 : 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店
- (4) 要請内容
 - 業種別ガイドラインを遵守する安全安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮(5時～20時)」を要請
 - 業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請

2020年 8月 2日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県緊急事態宣言の解除に際して 県民・事業者の皆様へのメッセージ

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた愛知県の取り組み

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、「緊急事態措置」を定め、直ちに実施に移すとともに、4月16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、5月4日には国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長し、全力で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、新規感染者数は4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保できており、5月14日には、国においても、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。

医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応をいただくとともに、県民や事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力をいただき、全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

II. 社会経済活動の再開

そうした中で、本県では、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については、18日以降の分散登校日の設定や25日からの分散登校や時差登校などを実施しています。

事業者の皆様への休業要請についても、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、緩和することとし、5月15日にはクラスター発生実績が無い施設を、5月19日には、徹底した感染防止対策により三つの密の回避が可能な施設を、さらに5月22日には、クラスター実績のある施設を除いた施設の休業要請を解除いたしました。

Ⅲ. 愛知県緊急事態宣言等の解除

全国的にも、新規感染者数の減少等から、5月21日に関西圏の2府1県が、25日は、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動を再開するための取組が始まっています。

本県では、5月14日の国の宣言の対象区域の解除後も、感染状況は、国が判断の目安としている新規感染者数を大きく下回り、減少を続けています。

これらの状況を総合的に勘案し、本県においても、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することといたします。

Ⅳ. 徹底した感染防止対策の実施を

一方で、断続的に新規感染者が発生するなど、感染症のリスクは、依然として社会生活の場に存在していますので、今後も、社会経済活動を持続的に両立させながら、再度の感染拡大を防止していくことが不可欠であります。

このため、引き続き、県民の皆様には、3つの密を避けるなど、「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、個別施設ごとに、あらゆるリスクに備え、徹底した感染防止対策の実施をお願いします。

県においても、感染状況と医療提供体制の確保の状況を、新規感染者数、陽性率、入院患者数により監視を続け、判断基準となる指標を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には、迅速かつ的確に規制による感染防止対策を講じてまいります。

県民の皆様の生命と健康を守ることを、引き続き最優先課題とし、一日でも早く、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくため、県民の皆様、医療関係者、市町村、事業者の皆様と一致協力し、一体となって、感染症の克服に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

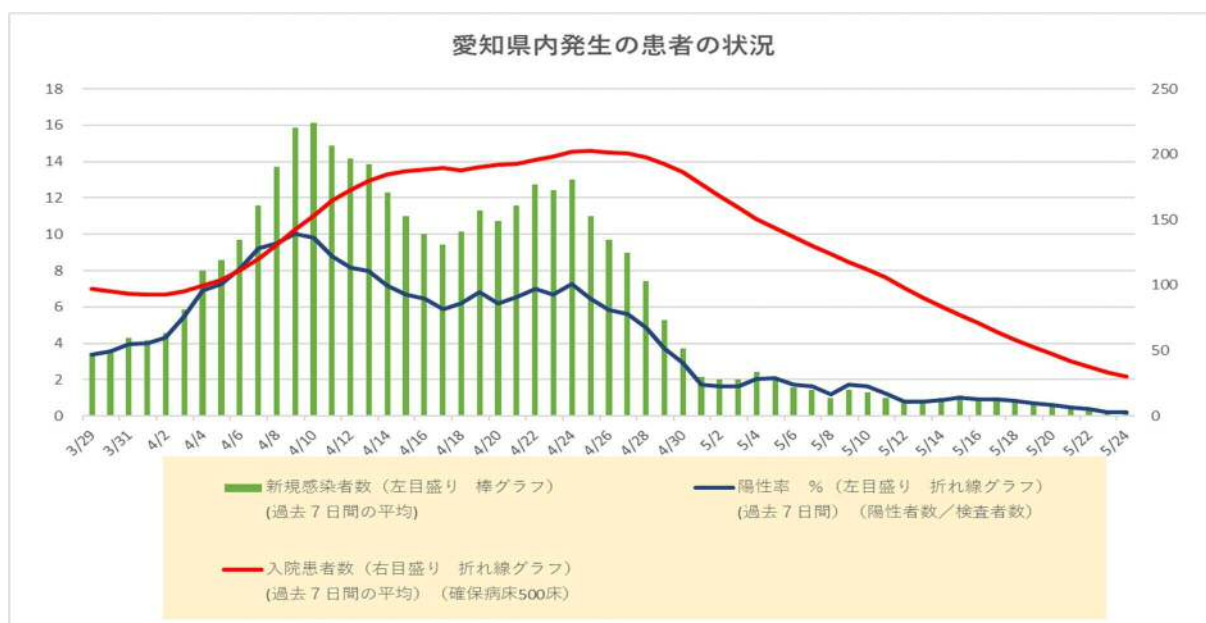
2020年 5月26日

愛知県知事 大村 秀章

1. これまでの経過

(1)感染状況と医療提供状況等

- 昨年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、本県においても1月に中国人渡航者の感染が確認され、2月以降、感染者の発生が続き、感染者数は2月27人、3月149人、4月305人(再感染者除く)となりました。
- 医療面に関しては、感染が疑われる方々を保健所に設置した帰国者・接触者相談センターで受け付け、受診が必要な方を帰国者・接触者外来へ紹介し、陽性と判明した方には、感染症指定医療機関等で入院治療していただく体制により対応してきました。そうした中、4月上旬から患者数が急速に増加するとともに、感染経路不明者も多く確認されたことを踏まえ、「愛知方式」として、重症・中等症の方に医療を重点的に提供し、無症状・軽症者の方には宿泊施設等で療養していただく体制を整備しました。
- また、県衛生研究所のPCR検査の機能強化等により、県全体の検査能力の拡充を図るとともに、PCR検査能力の拡充を検査件数の増加につなげるため、検査対象者の拡大を保健所等へ周知しました。さらに、検査を集中的に行うPCR検査所を5月15日に設置しました。
- 4月下旬以降、感染者数は減少傾向となり、5月の感染者数は24日までで21人(再感染者除く)、また、5月24日現在、入院者は25人となっています。



(2)愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置

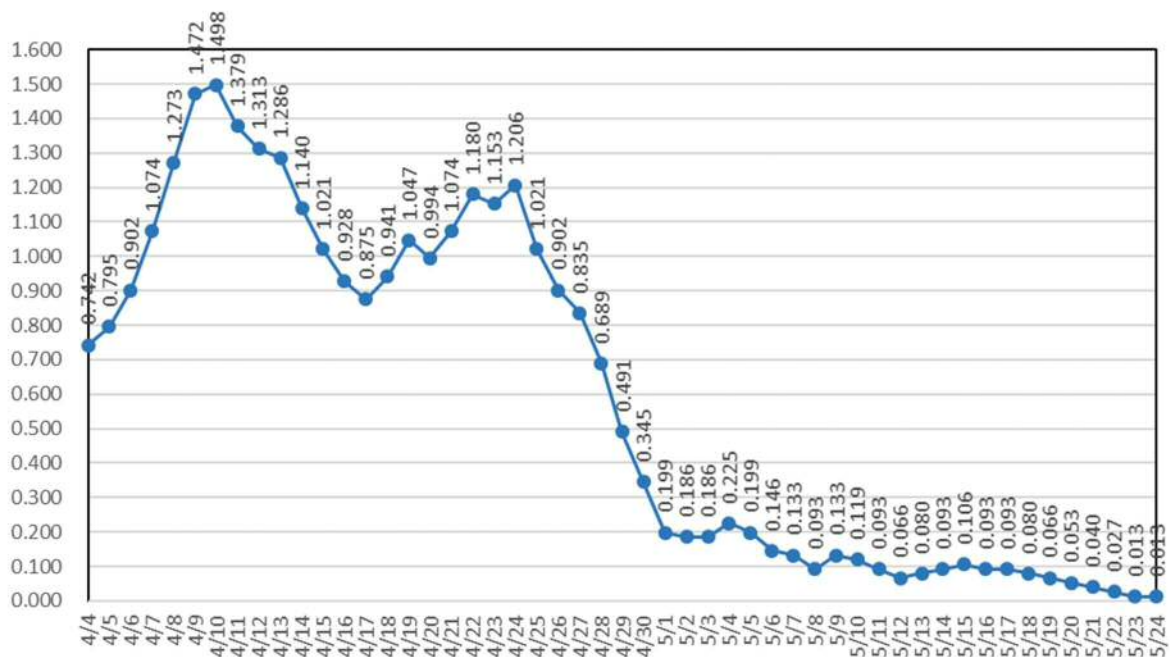
- 国は、新型コロナウイルス感染症の流行の早期終息に向け、3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)を改正するとともに、3月26日に法第15条第1項に基づく政府対策本部を設置しました。
- 愛知県では、これに先立ち、1月30日に、知事を本部長とする「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、庁内横断的な対策に着手し、3月26日の政府対策本部の設置を受け、同日、法第22条第1項に基づく対策本部として改組し対策の一層の強化を図ることとしました。
- また、全国規模での患者数の増加を受け、国は4月7日に、東京都、大阪府を始め7都府県を対象として緊急事態宣言を発出、本県においても、4月10日に、県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、直ちに「緊急事態措置」を定め、対策本部の下に特措法対策チームを始め8つの個別チームを設置して体制の強化を図り、全県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先として、ありとあらゆる対策を実施することとしました。
- 緊急事態措置では、感染症の早期収束には、徹底した人と人との接触機会の低減が必要となることから、法第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様に、外出の自粛と、「密閉」「密集」「密接」の“三つの密”を避ける行動を要請するとともに、4月13日には、それまでにクラスターが発生していた繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を強く呼びかけています。
- また、4月16日には、愛知県が国の緊急事態宣言に基づく「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、感染のリスクが高く、感染拡大の原因となる可能性が高い施設に対し、4月17日から5月6日までの間、法第24条第9項に基づき、休業協力要請等をお願いするとともに、ご協力いただいた事業者の皆様に協力金を交付することとしました。
- さらに、4月24日、大型連休を控え、週末に多くの人が集まる場での対策として、スーパーマーケット等での買い物に際し、県民・事業者の皆様に「あいちの買い物ルール」への協力を、公園を利用する際にも、少人数で混雑を避け、人と人との距離をとることをお願いしました。

- 4月28日には、特に、不要不急の帰省や旅行、県内外の移動の自粛をお願いするメッセージを発出するとともに、翌日から5月6日まで、JR名古屋駅の新幹線改札口において、来県者に不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動と任意での検温を実施しています。
- また、営業を継続するパチンコ店に対し、4月24日から、個別訪問による協力要請を続けるとともに、4月28日からは、法第45条第2項に基づく要請、第3項に基づく指示、第4項に基づく公表の手続きを講じ、5月2日には全ての店舗で休業協力をいただきました。
- 5月4日、国が緊急事態宣言の枠組みを5月31日まで延長する旨を決定したことを受け、愛知県としても、県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置の期間を同日まで延長し、医療提供体制の更なる強化に取り組むとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑える取組に万全を期すこととし、県民・事業者の皆様にも引き続き協力をいただくようメッセージを発出しています。
- これらの取組の結果、新規感染者数が4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保することができているため、5月14日には、国の緊急事態宣言が解除されています。
- しかし、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については18日以降の分散登校日の設定や、25日からの分散登校や時差登校を実施する他、事業者の皆様への休業要請についても順次、緩和することとしました。
- 休業要請の緩和に際しては、クラスター発生の有無など感染リスクに即して、施設を三つに区分し、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、休業要請を緩和することとしています。
- 5月15日には、区分Ⅰ：クラスターの発生実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する施設、及び区分Ⅱ：クラスターの発生実績が無い施設を緩和、5月19日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績が無い、水泳場、ボウリング場及び床面積1,000㎡以上のホテル・旅館(集会の用に供する部分)、5月22日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績のある

施設を除いた施設を除いた、遊興施設、運動・遊技施設について緩和を行っています。

- 感染状況は、国が感染状況の判断の目安としている「10万人あたりの直近1週間の累積報告数・0.5人」に対し、5月11日に1/5の0.1人を、5月15日の緩和開始以降も、21日に1/10の0.05人を下回るなど、減少を続け、落ち着いた状況が続いています。
- 全国的にも、5月21日に大阪府・京都府・兵庫県、5月25日には、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大の防止を維持しながら、社会経済活動を再開するための取組が始まりました。
- 本県においても、これらの状況を総合的に判断し、5月26日、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することとしました。

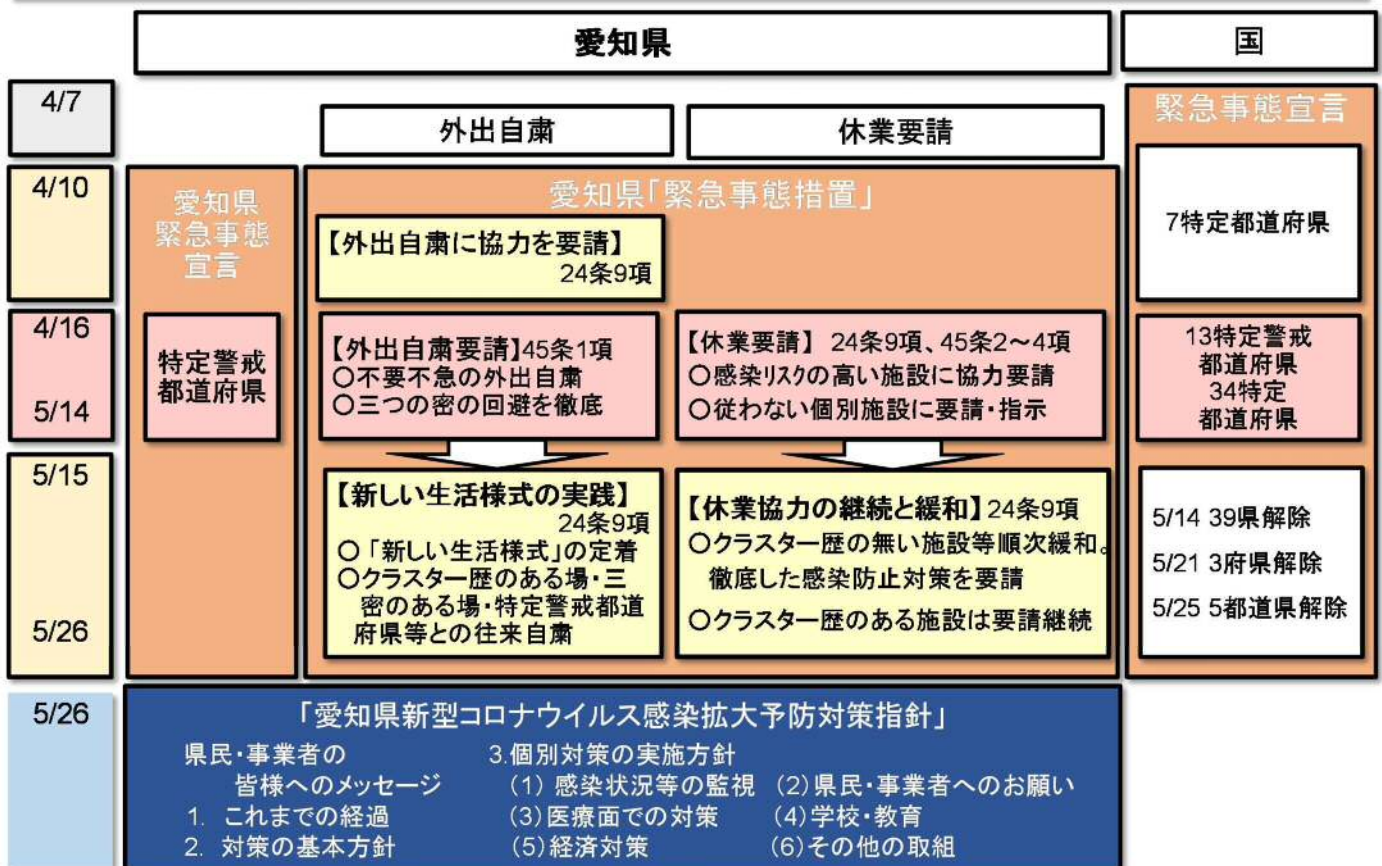
▼愛知県の10万人あたりの累積報告数の推移



▼これまでに実施した緊急事態措置の経過

3月	14日 (日)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
	26日 (木)	政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置
4月	7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言
	10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定
	13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請
	16日 (木)	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言
	17日 (金)	法第24条第9項に基づく休業協力要請
	24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請
	28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ 法第45条第2項の要請・事前通知
	29日 (水)	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動
	30日 (木)	法第45条第2項の要請・第3項の公表
5月	1日 (金)	法第45条第3項の指示・事前通知
	4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長
	14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除
	15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和
	19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和
	21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除
	22日 (金)	施設区分Ⅲのクラスター実績のある施設を除き休業要請緩和
	25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除
	26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針

愛知県の「感染防止対策」の枠組みと流れ



2. 対策の基本指針

(1) 感染状況等の監視

- 新規感染者数、陽性率、入院患者数を指標として速やかに把握し、設定した基準値を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には迅速かつ的確に感染防止対策を講じます。

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 県民の皆様には、「三つの密」を徹底的に避け、基本的な感染対策の継続など「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、営業の継続・再開に際して、徹底した感染防止対策の実施をお願いいたします。

(3) 医療面での対策

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」により、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、宿泊施設等での安静・療養を原則とすることで、医療崩壊を防ぎます。
- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査能力の拡充、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取り組みを引き続き進めます。

(4) 学校・教育

- 教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。
- 限られた期間の中で、学習の遅れを取り戻すため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入します。

(5) 経済対策

- 県民の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取組を推進することにより、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻します。

3. 個別対策ごとの実施方針

(1) 感染状況等の監視

- 愛知県では、感染の状況や医療提供体制の状況を慎重に分析、検証し、医療提供体制をしっかりと確保しながら、社会経済活動とのバランスをとる方法をとってきました。
- この取組により、一貫して、県民の皆様の生命を守るための医療提供体制を十分に確保することができ、国の緊急事態宣言の解除後は、感染防止対策を維持しつつ、休業要請の緩和など、段階的に社会経済活動のレベルをあげてきています。
- 特に首都圏や関西圏を中心に、全国的に再び新規感染者数の増加がみられ、名古屋市の繁華街で7月に入り感染が拡大しており、今後も、感染症の拡大防止対策と社会経済活動の維持を両立させ、機動的に対応を進めていくことが求められています。
- このため、感染状況については、過去7日間における平均の新規感染者数や検査者数に占める陽性者の割合(陽性率)、医療提供体制の状況については、過去7日間における平均入院患者数に参考項目として平均重症入院患者数を加え、常に定量的に分析、検証を継続して実施するとともに、判断基準となる指標を設け、注意・警戒情報の発出や、規制の実施など、迅速かつ適切に対応を進めてまいります。

判断基準となる指標とは

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10人未満	10人	20人	40人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性率/検査者数※1)	5.0%未満	5.0%	10.0%	20.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	150人未満	150人	250人	500人
参考項目				
入院患者のうち重症者数※2 (過去7日間の平均)	7人未満	7人	12人	26人

※1 陰性確認の検査を除いた人数

※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の報告数による。各ゾーンの重症者数は、愛知県の患者推計に基づく病床確保計画の各フェーズの重症入院患者数(推計値)

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 「新しい生活様式」の定着や、一定期間を設けての段階的な緩和などについては、5月25日に国から示された新たな「基本的対処方針」を踏まえ、以下のとおり対応してまいりますので、ご協力をお願いします。

1) 「新しい生活様式」の定着

- 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、日常生活の中に定着していただくようお願いいたします。
- 具体的には、国の専門家会議の資料1「人との接触を8割減らす10のポイント」や、資料2「新しい生活様式の実践例」で示されている様々な対策を、一人ひとりの日常生活や職場の様々な場面に取り入れていただくようお願いいたします。
- また、多くの人が集まる場で感染防止対策としてお願いした、資料3「あいちの買い物ルール」や「公園利用のお願い」についても、新しい生活様式の一部として、実践を続けていただくようお願いいたします。
- 感染拡大防止対策の一環として国が普及を進めている新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)を活用し、陽性者と接触した可能性について通知を受け、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることに役立てていただくようお願いいたします。

2) 一定の期間を設けて段階的に緩和

- 「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の期間を設けることとし、概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、種々の活動を段階的に緩和します。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| ①段階＝これからの3週間程度 (| ～6月18日(木)迄) |
| ②段階＝その後の3週間程度 (6月19日(金)～7月9日(木)迄) | |
| ③段階＝その後の3週間程度 (7月10日(金)～7月31日(金)迄) | |

3) 都道府県をまたぐ移動

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、資料4のとおり、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、①段階では、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった首都圏1都3県及び北海道との間の移動は、慎重に対応していただくようお願いします。
- また、観光振興の観点からの移動については、①段階でまずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、②段階から県外からの積極的な呼び込みを実施することといたします。
- 社会経済圏が深く重なり合っている愛知・岐阜・三重の東海3県においては、観光を含めた人の移動を6月1日から緩和します。

4) クラスタ発生実績のある施設の利用

- これまでにクラスターが発生しているような施設として5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設(資料5)の利用は、5月末まで、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、全国的に作成が進められている業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」(資料8)及び愛知県として作成した「感染防止対策リスト」(資料9)等が実践されるなど、感染防止対策の徹底により、一定の安全性を確保することを前提に、①段階の6月1日から緩和することとします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、さらに業種別に策定された感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、県民・事業者の皆様に必要な協力の要請等を行います。

5) 催物(イベント等)の開催

- 催物等の開催に対する中止又は延期要請等は、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく感染防止対策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等を評価しながら、資料6「イベント開催制限の段階的緩和の目安」とおり、段階的に規模要件(人数上限)を緩和します。
- イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、以下

を目安としていただくとともに、適切な感染防止対策の(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止等)の実施をお願いします。

- 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
- 屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ、2m)
- また、イベントそのものが、リスクの低い場所で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、交流等を極力控えるようお願いします。
- イベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、段階ごとに次に掲げる数値を上限として、段階的に緩和することとします。

②段階【6月19日～7月9日】

- 屋内・屋外ともに 1,000 人以下

③段階【7月10日～8月末】

- 8月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃することとしてきましたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは7月10日以降の開催制限を維持します。

- 屋内・屋外ともに 5,000 人以下

※ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすることとし、屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保できることとする(できるだけ2m)。

注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例:プロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上すること

とし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例:展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とします。

- 主催者においては、催物の態様(屋内か屋外か、全国的か地域的か等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や講じるべき感染防止対策に十分に配慮していただくようお願いします。
 - なお、全国的な人の移動を伴うような大規模イベント(スポーツの試合等)は、段階的な緩和を図っていく中で、②段階から、まずは無観客での開催を求めることといたします。(③段階以降は、上記の人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離を十分に確保できる要件とする。)
 - 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は収容人数が2,000人を超えるような施設(収容率50%で1,000人超)の施設管理者に対して、全国的なイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談いただくようお願いします。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とします。
 - 上記の移行期間で、各段階の一定規模以上の催物、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの等、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、主催者に対し、慎重な対応を求めます。
 - 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限はありませんが、イベントの主催者には、引き続き以下の取組をお願いします。
- 1. 適切な感染防止策を講じること
- 発熱や感冒症状のある者の参加自粛
 - 三密回避
 - 十分な間隔の確保(1m)
 - 行事の前後における三密の生ずる交流の自粛
 - 手指の消毒

・マスクの着用 等

-2. イベント参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

-3. イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

- 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、主催者において、「三つの密」が発生しない席配置や人と人との距離の確保、催物の開催中や前後の選手、出演者や参加者等の主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。
- また、参加者名簿等を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリの活用等をお願いいたします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対し、必要な協力の要請等を行います。

6) 事業者へのお願い等

- 事業者の皆様には、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- 職場や店舗等において、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」及び県が作成した「感染防止対策リスト」を活用し、徹底した感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。
- また、県に、感染防止対策として取り組む項目を「安全・安心宣言施設」として届け出ていただくとともに、県から電子データで提供するPRステッカー・ポスターを掲示することで、利用者への施設の安全性と対策への協力を周知するようお願いいたします。
- 県は、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。

7) 第2波への対応

- 首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加が見られ、愛知県においても、7月中旬以降、連日、多数の感染者が発生している状況にあることから、市町村、団体、企業が一丸となって第二波の克服に向けた取組を強力にすすめていただくため、お盆休み

を控え、緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛・行動の変容、県をまたぐ不要不急の移動自粛、感染防止対策の徹底を要請します。

○区域:愛知県全域

○期間:8月6日(木)～8月24日(月)の19日間

○県民・事業者の皆様をお願いする事項:

-1.不要不急の行動自粛・行動の変容

- ・お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛をお願いします。
- ・20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。
- ・5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。
- ・「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- ・接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

-2.県をまたぐ不要不急の移動自粛

- ・お盆休みの期間中の帰省については、もう一度、家族と検討をお願いします。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- ・帰省や旅行先でも、居住地や目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。
- ・感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

-3.感染防止対策の徹底

- ・全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- ・事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者には施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- ・利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防

止対策の徹底に協力をお願いします。

- 特に名古屋市内の繁華街においては、7月に入りクラスターが発生している状況にあることから、栄・錦地区のエリアを限定して、「接待を伴う飲食店」や「酒類の提供を行う飲食店」等に対し、営業時間の短縮等を要請します。
 - 区域:名古屋市中区の栄・錦地区
 - 期間:8月5日(水)～8月24日(月)の20日間
 - 業種:接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店
 - 要請内容:
 - 業種別ガイドラインを遵守する安全・安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮(5時～20時)」を要請
 - 業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請
- また、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」の届け出を行い、県の要請に応じて営業時間の短縮を実施する事業者については、名古屋市と共同で感染防止対策協力金を交付します。

(3) 医療面での対策

① 医療提供体制の維持・強化

- 本県では、これまで、医療関係者の皆様の献身的なご尽力により、医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な医療を提供できています。引き続き、現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備え、更なる強化に取り組んでいきます。
 - 入院病床は感染症指定医療機関(12病院72床)、その他協力医療機関(58病院694床)を合わせ、合計70病院766床を確保。
 - 重点医療機関は29病院、疑い患者受入協力医療機関は34病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者25病院、透析患者19病院、妊産婦19病院、小児患者17病院を確保。
 - 軽症等の療養を行う宿泊施設は、1,300室を確保。
 - 今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症専門病院の設置を計画中。

② 検査体制の維持・強化

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる方を速やかに検査し、適切な医療に結び付けるために、愛知県衛生研究所を始め、保健所設置市、民間検査機関及び医療機関における PCR 検査能力の拡充を図ります。

	5/10 時点	5/12	5月末	6月末	7月末 見込み	10月末 見込み
県 全 体	300	638	905	1,374	1,472	1,963
県衛生研究所	120	120	280	320	320	480
保健所設置市	140	140	140	180	220	468
民間検査機関	40	40	105	135	135	135
医療機関		338	380	739	797	880

- 地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等の PCR 検査所を設置します。
 - 5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設
 - 5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設
 - 今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中
- 迅速抗原検査キットについては、早期診断や院内感染対策などでの有効性が期待できることから、PCR 検査と併せて、役割分担しながら、広く実施していく必要があります。
- 抗体検査キットについては、感染率(既感染)の把握に有用と考えられるため、国の性能評価の結果等により精度を確認しながら、広く実施できるよう検討していく必要があります。

③ 医療資機材の調達

- 入院協力医療機関が整備する人工呼吸器、簡易陰圧装置、体外式膜型人工肺(ECMO)などの設備や医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など个人防护具の資材購入費用に対して補助を行います。
- 帰国者・接触者外来設置医療機関が整備する HEPA フィルター付空気

清浄機、HEPA フィルター付パーティションや医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など個人防護具の資材購入費用に対して補助を行います。

- 県がマスク、防護服、手袋等を購入し、保健所を通じて各医療機関に配布します。

④ さらなる対策

厳しい環境に置かれる医療従事者や医療機関等を支援し、県内の医療提供体制を支えます。

- 県独自の「愛知県医療従事者応援金」の交付
- 資金繰りが悪化している第2次救急医療を担う病院を運営する医療法人に対する「新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金」による無利子・無担保の融資
- 医療機関等における院内感染防止対策や診療体制の確保のための補助金の交付

(4) 学校・教育

①学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策

- 5月20日に通知した「教育活動の再開に向けたガイドライン」に基づき、県立学校において、教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。

[参考]

- 5月22日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」を周知しました。
- 7月3日に通知した「教育活動の実施等に関するガイドラインについて」に基づき、県立学校において、教育活動や新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。

② 児童生徒のオンライン学習の支援

- 県立学校については、5月25日から段階的に再開し、市町村立学校や

私立学校においても、それぞれ段階的な再開が図られたところです。

- 県立学校のオンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末や教員用のモバイルルーターを順次配備します。
- 学校再開後は限られた期間の中で授業を行う必要があります、これまでの学習の遅れを取り戻すためには、学校だけでなく、家庭における学習内容の予習・復習によって学力定着を図ることが重要です。そのため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用でき、教員が各児童生徒の学習の進捗状況を把握できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入し、6月から利用を開始しました。

オンライン学習支援サービス 導入のねらい

- 1 先生が家庭学習の課題を配信、
休業による学習の遅れを取り戻す
- 2 生徒が自由に授業動画を活用、
自主学習を支援する

自主学習 活用イメージ

生徒一人ひとりのニーズに合わせた活用

- 4万本以上の授業動画
小4～大学受験
複数レベル
国数英理社
- 苦手教科を克服
 - 得意教科を伸ばす
 - つまづいた内容を復習
 - 志望校受験に活用

学習の遅れを取り戻すための 活用イメージ



導入するオンライン 学習支援サービスの特徴

- 4万本以上の
- ①授業動画
理解度を確認する
 - ②確認テスト
 - ③管理機能
- 生徒の学習を支援する

③ さらなる対策

- 学校再開後の教育活動の円滑な実施に向けた対策を展開します。
 - 感染防止のための特別支援学校スクールバスの増車
 - 高等学校等奨学給付金における支給対象者の拡大
 - 県立学校等における消毒液・マスクなど衛生用品の確保、国公立幼稚園における消毒液・マスクなど衛生用品の確保に対する支援
 - 部活動全国大会の代替大会の開催支援

- 夏季休業期間等の授業実施や、3密を避ける環境づくりに伴う非常勤講師や学習指導員の配置
- 学校給食事業者に対する支援
- 夏季休業期間中の授業に使用する教室等へ空調環境を整備
- 感染症対策等の補助的な業務を担うスクール・サポート・スタッフの市町村への配置を支援
- 徹底した感染症対策の実施に伴う県立学校教育活動再開事業の実施
- オンライン学習を活用している低所得世帯の高校生等に奨学給付金(1人あたり1万円)を支給

(5) 経済対策

① 事業者に対する支援

- 国制度を活用した実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「感染症対応資金」により、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応します。
- また、事業が正常化するまでの当座資金として、また、雇用調整助成金等が給付されるまでのつなぎ資金として、実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「緊急小口つなぎ資金」により、中小・小規模事業者の資金繰り支援を拡充します。
- 無担保、かつ延滞金なしで、1年間、県税の徴収を猶予する特例措置を創設し、収入が大幅に減少した事業者等の負担を軽減します。
- 農業、林業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で活用できる持続化給付金について、きめ細かな相談対応を実施するとともに、中小企業が支給する休業手当を助成する雇用調整助成金について、あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」や県民事務所等産業労働課における労働相談、県 Web ページ、メールマガジン等を通じて周知します。
- 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大し、農林水産事業者等を支援します。

- イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している「花き」や大葉等の「つまもの」について、新たな利活用に取り組む農業者を支援しました。
- 価格の下落や販売量の減少が顕著である県産牛肉・名古屋コーチンを学校給食に提供し、児童生徒を応援するとともに、県内畜産農家及び食肉事業者を支援します。
- 外国人技能実習生が入国できないことによる人手不足の解消を図るため、県立農業大学校において農業研修を実施します。
- 通販サイトを活用して県産農林水産物等の販路拡大を支援します。
- 輸出先国の市場変化に対応するため、食品製造事業者等が行う施設等整備に対して支援します。
- インバウンド需要を回復させるため、外食事業者が行う衛生管理の徹底・改善を図る施設等整備に対して支援します。
- 花の生産、流通団体と一体となり、空港、駅、庁舎等公共施設等において花きの活用を拡大する取組を支援します。
- 低迷する魚価を下支えするために増やしている休漁日を活用して漁場清掃活動に取り組む漁業者を支援します。
- 漁業者の資金繰り支援のため、債務整理の資金と運転資金について県が利子補給を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援します。
- 感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。

② 家計に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の拡充により、生活費用を支援するとともに、住居確保給付金の支給対象を拡大し、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失った又は住居を失うおそれのある世帯に対し、期間を定めて家賃相当額を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困

難となった方に県営住宅を提供します。

③ さらなる対策

- 感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開します。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
 - スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
 - 文化芸術、スポーツ活動の事業継続に係る支援
 - 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
 - 海外展開企業の事業の円滑化
 - テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
 - 介護サービス分野及び障害福祉サービス分野における感染症対策の推進
 - 県独自の「民間児童福祉施設等職員応援金」の交付
 - 児童福祉施設等の感染症対策の推進

(6) その他の取組

① 防災対策における感染防止対策 ～避難所の感染防止対策

- 新型コロナウイルス感染症が発生する状況のなか、大雨や地震などの自然災害が発生し、市町村が避難所を開設する場合には、県民の皆様が安心して避難できるよう避難所における感染症対策を進めます。
- 各市町村では、県から提供した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(資料10)等を活用し、避難所を開設の際のゾーニング、避難者の健康管理や感染症が疑われる避難者が生じた場合の対応など、適切な対策の実施に努めます。
- 県は、避難所の運営にあたる市町村職員を対象とした感染防止対策研修を実施するとともに、それぞれの地域への普及を進めるため市町村の避難所運営訓練を支援します。

- また、安全な親戚・知人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに県民の皆様に周知します。

-1. より多くの避難所の確保

- 通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、ホテル、研修施設などの新たな避難先の確保を進めます。

-2. 避難所での健康状態の把握

- 避難所の受付では、発熱や咳などの兆候・症状の有無について聞き取りを実施し、兆候・症状が疑われる方は専用のスペースを設けます。
- 避難生活開始後も定期的に健康状態を確認します。

-3. 専用スペースの確保

- 感染症が疑われる方のために、避難所とは別の建物や避難所内の個室を確保し、一般の避難者とはゾーンや動線を区別した対応を実施します。

-4. 手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底と衛生環境の確保

- 避難所全てのスタッフと避難者が手洗いなどの適切な感染対策を行うことで、感染を減らすことができるため、マスクの着用などの咳エチケットと併せた基本的な感染症対策を徹底します。
- 炊事場やトイレなど共同で使用するような箇所は定期的に清掃するなど、衛生環境を確保します。

-5. マスクなどの感染症資機材の備蓄

- マスクや消毒薬など、必要な感染症資機材について備蓄を進めます。

【 県民の皆様への避難行動のお願い 】

- 市町村が発行するハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、事前に避難先を家族で話し合っておきましょう。
- 安全な避難先として、自宅に留まることや親戚・知人宅に避難することも検討してください。
- 避難する際には、マスク、消毒薬、体温計などをできるだけ携行してください。

② 県民・事業者の皆様への情報提供

- 本部長である知事から、感染状況や医療提供体制の確保の状況、県として講じる新たな取組などについて、メッセージや情報を発信し、県民や事業者の皆様幅広く理解と協力を求めます。
- また、Web ページや SNS など、あらゆる媒体を活用して、県民の皆様のご生活や事業者の皆様のご社会経済活動に役立てていただくことができるよう、幅広く周知に努めます。
- さらに、県民や事業者等の疑問や不安に対して、「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の申請期間中は、「県民相談窓口（コールセンター）」において、ワンストップで対応を続けていきます。

③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携

- 本県の感染症対策を着実に進めるため新設した感染症対策局を中心に、全庁横断的な体制を維持するとともに、対策の実施に際しては、医療・福祉関係者や専門家、国や隣接県、県内市町村など関係機関や諸団体と緊密に連携・協力し、迅速かつ的確に対応を進めていきます。

参考資料

- 資料 1 人の接触を8割減らす10のポイント
- 資料 2 新しい生活様式の実践例
- 資料 3 あいちの買い物ルールと公園利用のお願い
- 資料 4 都道府県をまたぐ移動の段階的緩和の目安
- 資料 5 これまでにクラスターが発生した主な施設類型
- 資料 6 イベント開催制限の段階的緩和の目安
- 資料 7 緩和施設で講じるべき感染防止対策
- 資料 8 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧
- 資料 9 感染防止対策リスト
- 資料 10 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- 資料 11 営業時間短縮・休業の要請の概要
- 資料 12 緊急事態宣言

人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

あいちの「買い物ルール」

「県民の皆様」へ

- ① 少人数 ～できるだけ一人又は必要最小限の家族のみで
- ② 短時間 ～買い物メモを準備し滞在時間を短縮する
- ③ 咳エチケット等の徹底 ～必ずマスク着用・手洗い・入店前後の消毒を
- ④ 混雑時を避ける ～すいている時間に、人との距離をあけて
- ⑤ 買いためや買い急ぎはしない ～必要な分だけ買うように
- ⑥ 毎日の利用はしない ～2～3日に1回の計画的な利用を

「スーパー等事業者の皆様」へ

- ① 混雑時の入場制限 ～買い物かごコントロール等
- ② 人と人との距離の確保 ～入店・会計待ち時のテープ等による間隔明示等
- ③ 共用部の消毒・手指衛生 ～扉や手すりなどの消毒等
- ④ レジ前のパーティション ～ビニールシートの活用等

高齢者・障害者などへの配慮を

- 「開店から1時間程度」を、高齢者、障害者、妊婦、ヘルプマークの皆様が、安全に、安心して買い物をすることができる時間としていただけるよう、事業者の皆様・利用客の皆様にご協力をお願いします。

公園を利用される「県民の皆様」へ

- ① 少人数 散歩やジョギングなども、少人数で
- ② 混雑を避ける すいている時間、すいている場所を選んで
- ③ 人と人との距離を適切にとる

資料4

都道府県をまたぐ移動の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

※ 愛知・岐阜・三重の東海3県においては、社会経済圏が深く重なり合っていることから、3県間における観光を含めた人の移動を6月1日から緩和する。

資料5

5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設

種類	休業協力要請を継続する施設
遊興施設	パブ(接待を伴うもの) バー(接待を伴うもの) ダーツバー(接待を伴うもの) キャバレー ナイトクラブ ライブハウス カラオケボックス スナック 個室付浴場業に係る公衆浴場 デリヘル ヌードスタジオ のぞき劇場 ストリップ劇場
運動施設	スポーツジム

資料5～参考

【別紙1】

これまでにクラスターが発生した主な施設類型

- ① 新型インフルエンザ等対策施行令11条第1項各号に掲げる施設（第1号の学校及び第3号の大学等を除く）

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	—
バー	—
カラオケ	—
ライブハウス	—
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	—

- ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店（接待を伴わないもの）	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
医療機関	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
クルーズ船、その他	—

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①からの約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②からの約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (観客席等も参照)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%】 (屋外200人) *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽系にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50%】 (屋外200人) *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①からの約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽系にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②からの約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※ イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにし、その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。

業種別ガイドラインについて

令和2年7月10日更新

	業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
100	㊤ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター	環境省	https://www.jesc.or.jp/library/tebiq/373/Default.aspx
		公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター		https://www.jv-et.or.jp/info/shousa/index.html
		公益社団法人 全国産業資源循環連合会		7月公表予定
101	㊤冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	経済産業省	https://www.bida.or.jp/guidelines/
		一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	https://www.zengobyo.or.jp/news/1980/	
		日本バンケット事業協同組合	経済産業省	https://www.jbanquet.com/index.php
		一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	http://www.jmie.or.jp/
103	㊤冠婚葬祭	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	http://www.jmie.or.jp/
104	㊤冠婚葬祭	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	https://www.zenpajo.or.jp/news/1988/
105	㊤メディア	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.jbca.or.jp/category/broadcasting/jba103834
106		日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
107		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
108		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.cstv-jcta.jp/topics/eta14/1750
109		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.jcba.jp/community/index.html
110		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	http://www.eiren.or.jp/
111		一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	https://enseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf
112		特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	文部科学省 経済産業省	https://www.japanfc.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/20200625_1.pdf
113		協同組合 日本写真館協会	経済産業省	https://www.shashinkan.com/
114		一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	https://ccai.or.jp/
115	公益社団法人 日本訪問販売協会	経済産業省	7月公表予定	
116	一般社団法人 全国ペット協会	環境省	http://spk.or.jp/news/archives/172	
117	㊤個人向けサービス	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	経済産業省	http://www.jada.or.jp/wp-content/uploads/0f9dc46083c436256950c94088a0a55.pdf
		一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会		https://www.jucda.or.jp/covid-19/guideline/
		一般社団法人 全国軽自動車協会連合会		https://www.zenkaiikva.or.jp/info-5232
		日本自動車輸入組合		https://www.jiaa.jp.org/news/report/2005272/
		一般財団法人 日本自動車査定協会		http://www.jaai.or.jp/jaailmage/bd/corona200708/corona-anmi-200708.pdf
		一般社団法人 日本自動車購入協会		https://www.jpac.or.jp/cp_news/200526_1700%e3%80%90%e3%82%bb%e3%83%e3%83%88%e7%89%88%e3%80%91%e8%87%aa%5%8b%95%e8%bb%9a%e8%b7%a9%e5%a3%b2%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8%e5%84%91%e6%9f%94%ba%88%e9%98%b2%e5%af%be%7%ed%9b/
		一般社団法人 日本オートオークション協議会		http://nak-hp.info/
		全国オートバイ協同組合連合会		https://www.ojac.or.jp/news.php?id=88
		一般社団法人 中古二輪車流通協会		https://umda.or.jp/post-3333/
		一般社団法人 日本二輪車オークション協会		http://jaba-ou.or.jp/?p=1041
一般社団法人 日本 R V 協会	https://www.rva.com/jrvamembers/			
118	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zeninkyo.or.jp/news/2020/r051401/	
119	日本証券業協会	金融庁	http://www.jsca.or.jp/shinshaku/coronavirus/119e/20200514coronag1.pdf	
120	一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf	
121	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	https://www.shinokumai.or.jp/pdf/news/20200515.pdf	
122	一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	https://all.rekin.or.jp/importart/1file/coronacvline.pdf	
123	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	https://www.seiho.or.jp/gate/93lboare/cicaster05/pdf/01.pdf	
124	一般社団法人 損害保険協会	金融庁	https://www.soppa.or.jp/news/covid-19/index.html	
125	日本貸金業協会	金融庁	7月公表予定	

業種別ガイドラインについて

令和2年7月10日更新

	業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
126	㊤物流、運送	一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	https://www.j-credit.or.jp/
127		公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	https://www.leasing.or.jp/docs/euicea20200529.pdf
128		鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	http://www.minetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
129		公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19guide_v3.pdf
130		貨切バス旅行連絡会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/index.html
		一般社団法人 日本バス協会、 一般社団法人 日本旅行業協会、 一般社団法人 全国旅行業協会		http://www.jata-net.or.jp/virus/ http://www.anta.or.jp/covid-19/
		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会		http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=311&a=13
132		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.kojintaxi.or.jp/
133		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
134		一般社団法人 日本自動車リース協会連合会	経済産業省	http://www.jala.or.jp/
135	日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.naikokaiun.or.jp/	
136	一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.jitips.or.jp/news_detail.php?c=7554	
137	一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.janet.or.jp/covid-19/index.html	
138	一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.joap.or.jp/document/covid19-guideline.pdf	
139	日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.seaaikeo.org/	
140	外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.jafsa.jp/	
141	定期航空協会	国土交通省	http://teikokyo.gr.jp/	
142	一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://www.air-terminal.or.jp/	
	一般社団法人 日本旅行業協会		https://www.jata-net.or.jp/virus/	
	一般社団法人 全国旅行業協会		http://www.anta.or.jp/covid-19/	
	一般社団法人 日本倉庫協会		https://www.nisokyo.or.jp/index.php	
	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会		http://www.jare.or.jp/	
	公益社団法人 全国通運連盟		http://www.toren.or.jp/	
	一般社団法人 航空貨物運送協会		http://www.jafca.or.jp/	
	一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会		https://www.iffa.or.jp/	
	日本内航運送取扱業海運組合			
	146		全国トラックターミナル協会	国土交通省
147	日本郵便株式会社	総務省	https://www.post.japanpost.jp/	
148	一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	http://jita.or.jp/docs/corona20200518.pdf	
149	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html	
150	一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.jasim.or.jp/	
151	一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cais.or.jp/01cetail.html?c=1451	
152	一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	https://www.jisa.or.jp/	
153	㊤オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
154	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	国土交通省	http://www.jbma.or.jp/	
155	㊤企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.aicpa.or.jp/
156	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	https://www.jbma.or.jp/covid-19-guideline	
157	㊤行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshunin.or.jp/news/rikokoren/20200514.html

※上記のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設、建設業等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

感染防止対策リスト【各業種共通編】

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組みんでいただきたいこと
施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインや、こ
の感染防止対策リストを活用し、徹底した感染防止対策をお願いします。

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう周知
- レジ等の対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限(整理券配布等)

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、手指消毒、うがいの徹底
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理
- 来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒
(座席へ交換カバナーの設置等)
- 換気設備による換気又は店舗入り口、各部屋のドア等2方向以上の窓、扉を開け
毎時2回以上の換気
- トイレのこまめな清掃、ハンドドライヤー等の使用中止

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集

- 入店時に氏名、連絡先を記載してもらう

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

感染防止対策リスト【社交飲食業編】

パブ・バー・ダーツバー・キャバレー・スナック・性風俗店

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

④ 会話時・飲食時の飛沫防止 ⑤ 接触機会・箇所の最少化

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 配席の工夫(席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る)
- 各テーブルにアクリル板を設置して接触を回避
- 身体的接触を避ける
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽又は対面の距離を確保
- ステージと客席との間隔の確保
- 客の横・近距離でのカラオケや各種パフォーマンス等の店内イベントの自粛
- 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める
- 顔や髪を触らない(ヘアセットの場合には、アップヘアが望ましい)
- 客に対し飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- カラオケマイク、選曲端末を、提供又は1回歌うごと(マイク使用ごと)に消毒
- 従業員のロッカールーム・控え室の換気の徹底、控え室内の対人距離の確保の実施

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本フードサービス協会ガイドライン

https://www.naff.go.jp/jsaigai/n_coronavirus_attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf

一般社団法人日本水商売協会ガイドライン

https://mizusuyobai.jp/guideline_covid19/

社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

<https://zensyaren.net/2020/06/post-6.html>

オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

感染防止対策リスト【オーセンティックバー編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 会話時・飲食時の飛沫防止 ② 接触機会・箇所の最小化

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 配席の工夫(席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る)
- 各テーブルにアクリル板を設置して接触を回避
- 身体的接触を避ける
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽又は対面の距離を確保
- 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める
- 顔や髪を触らない(ヘアセットの場合には、アップヘアが望ましい)
- 客に対し飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- メニューブックは清拭消毒可能な素材を使用する
- 従業員のロッカールーム・控え室の換気の徹底、控え室内の対人距離の確保の実施

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本フードサービス協会ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf

一般社団法人日本水商売協会ガイドライン

https://mizusyobai.jp/guideline_covid19/

オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<https://zensyaren.net/2020/06/post-6.html>

感染防止対策リスト【特定遊興飲食店(ナイトクラブ)編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 大声の発生や飲食時等の飛沫防止 ② 客同士の社会的距離の確保
③ 30分ごとの換気(音漏れ対策を実施)

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 適切な入場制限又は配席の工夫(対人距離の確保)
- 客席の間やDJブースとダンスホールの間等にパーティションを設置する
- ダンサーステージ等と客席との間隔の確保
- カウンターサービス時の客と従業員との距離の確保
- 使用できるロッカーを制限
- 身体的接触(握手、ハイタッチ等)を避ける
- 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える
- 店や店が入る建物出入り口付近でたむろしないよう注意喚起

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- ダンス等をするスペースにおいてもマスクの着用を徹底
- 利用者に過度な飲酒にならないよう注意喚起
- 食品やドリンク類の取り違えを防止するための適度な照度の確保

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 客の飛沫がかかるおそれのあるカウンター上部への食器類の陳列を避ける

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://wca-official.com/news/covid19_guidelines_2020/

感染防止対策リスト【ライブホール、ライブハウス編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①舞台と客席・客同士の社会的距離の確保
- ②上演時の飛沫防止
- ③30分ごとの換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 来場人数の制限(原則として従前の50%以下を目安)
- 入退場の際、列の間隔を設けることや、段階的な入退場を行う
- 使用できるロッカーを制限
- ステージと客席の間に十分な間隔を取る
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する又は対面の距離を確保
- 身体的接触(握手、ハイタッチ等)の禁止の周知
- 客等へ大声での発声を控えるよう周知
- 入待ち・出待ちや面会等の禁止要請

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理
- 利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 客等に公演中もマスクを着用するよう注意喚起
- ロビーや休憩スペースでの対面での飲食や会話を避けるよう注意喚起
- パンフレット・チラシ等は極力手渡しによる配布は避ける
- 客等に飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 共有物、スペースの消毒の徹底

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

7. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://d904377f-e859-4d31-b888-0379376c31e4.filesusr.com/ugd/58f3a1_e8c686d463b14b4c9fbb14eb3055a1e7.pdf

感染防止対策リスト【カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食業編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①歌唱時の飛沫防止
- ②マイク・リモコン・タッチパネル等の消毒
- ③各部屋の30分ごとの換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 入店時の列や各客室内での座席配置に配慮するよう工夫
- 入室人数の制限(定員の半分程度、家族限定の利用等)
- ステージと座席との間にビニールカーテン等仕切りの設置
- 個人別マイクとした上での飛沫防止のための防音マイクカバー等の装着
- 歌唱時・飲食時に横並びに座る等により正対を回避するよう周知

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器等の高頻度接触部位の消毒
- 共用スペースでの飲食や大声を出すなどの行為を行わないよう注意喚起
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 換気について利用者へ協力依頼(扇風機等の活用により扉から換気)

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

7. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf>

感染防止対策リスト【フィットネス関連施設編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①運動時の飛沫防止
- ②利用者が替わることの機器・設備の消毒
- ③毎時3回以上の換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 使用できるロッカー、機材を制限
- スタジオプログラムを実施する場合は、特に社会的距離に配慮
- 社会的距離が確保できない室内でのスタジオプログラムの中止又は制限
- トレーニング時の身体的接触(補助、握手、ハイタッチ等)を控えるよう周知
- タオル同士の接触・取り換え防止の注意喚起
- 予約制等による人数調整
- フロントにアクリル板を設置して接触を回避

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 運動時においてもマスク着用の徹底(運動時に呼吸しやすいマスクを推奨)
- 利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 会話を抑制するルールを設定するなど、会話の制限を徹底
- 管理者不在時で監視代行できない時間帯の営業自粛

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- フロントを挟んだ対面空間
- 利用者が替わることの設備・機材・座席、テーブル等についての消毒
- 機材の汗拭き用タオルの共用禁止又は消毒液、使い捨てペーパーの設置等
- 設備による毎時3回以上換気又は入り口や窓を開け、毎時3回以上換気

4. 掲示板や換気扇内放送による注意喚起の徹底

5. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のポイントレールの使用

6. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確保)

7. 感染が発生した際の利用者への情報提供

8. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて運営いただきたい事項としての「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣府) 新型コロナウイルス感染症対策WEBページ)

<https://www.mhlw.go.jp/>

一般社団法人日本フィットネス産業協会ガイドライン

<https://www.fisury.jp/pubfile/19525/>

避難所における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン

- 本書は、避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策についての標準的な事項をまとめたものです。
- 愛知県避難所運営マニュアル(本編)と併せ、本書を参考に地域の実情に合ったマニュアルを作成してください。
- 内容は、今後の新たな知見などにより随時見直します。

令和2年7月(第1版)

愛知県防災安全局防災部災害対策課

○ 本編	
第1章 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防のために	1
第2章 感染防止対策と分散避難のあり方について	
1 多様な避難形態（分散避難）について	3
2 避難する前に準備すること	5
第3章 事前に準備しておくこと	
1 施設管理者との打ち合わせ	6
2 避難所のゾーニング	
(1) 避難所全体のゾーニング	7
(2) 一般避難者のゾーニング	8
(3) 濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニング	9
第4章 初動期(災害発生当日)の対応	
1 避難所の受け入れ準備	
(1) 避難所のゾーニングの実施	10
(2) 避難所資機材の設置	11
2 避難者の受付	
(1) 事前受付の設置	12
(2) 事前受付スタッフの準備	12
(3) 事前受付における避難者の受付	12
(4) 個別受付の設置	14
(5) 個別受付スタッフの準備	14
(6) 個別受付における避難者の受付	14
3 備蓄している水や食料、物資の確認・配給	
(1) 状態や数を確認	15
(2) 配給	15
4 定期的な換気	16
5 ゴミの分別・管理	16
6 避難所内の感染防止ルール徹底	17
7 濃厚接触者等を受け入れた場合の市町村災害対策本部への連絡	17
第5章 展開期以降(2日目～)の対応	
1 定期的な健康管理の実施	18
○ 帰国者・接触者相談センター連絡先	19
2 感染症が疑われる場合の対応の確認	20
3 運営スタッフの感染防止対策	21
4 濃厚接触者等への対応	22
5 衛生環境の整備（消毒、清掃、洗濯）	
(1) 居住スペース	23
(2) トイレ	23
(3) シャワー・風呂	24
(4) 洗濯	24
第6章 撤収期(ライフライン回復時)の対応	
1 避難所の統合・閉鎖準備	24
2 避難所の閉鎖	24
○ 参考資料	
・様式集	
避難所でのルール	25
受付時健康状態チェックリスト	29
健康状態チェックシート	30
傷病者及び体調不良者名簿	31
避難所の設備、備蓄物資一覧表	32
・資料集	
非常品持ち出し品リスト	37
トイレの清掃当番がやること	38
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)	39
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)	40
発熱・咳当のある人や濃厚接触者専用のレイアウト	41
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)	42

1 避難者の健康状態の確認

- 避難所への到着時の健康状態の確認は、発熱、咳などの兆候・症状の有無や濃厚接触者かどうかについて、避難所に到着した受付時に実施します (p. 12)。
- そのため、事前受付を設け、検温・健康状態をチェックし、該当者は専用スペースの各受付へ案内します (※ 自覚症状がある者は直接専用スペース受付へ)。
- また、避難生活開始後も、定期的に健康状態の確認を実施します (p. 16)。

2 手洗い等の適切な感染防止対策の徹底

- 避難所全てのスタッフと避難者が適切な感染防止対策を行うことで、感染症伝播を減らすことができます。
- 感染を予防するには手洗いが重要で、石鹸と流水で手を洗うことが最も良い方法ですが、断水など、水が入手できない場合には、手指消毒薬を使用します (p. 17)。
- また、避難者同士が接触する場合の予防策として、避難所内でのマスクの着用などの咳エチケットを徹底し、人と人の間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空けることを意識して過ごします。

3 避難所の衛生環境の確保

- 避難所の衛生環境を保つために、定期的に、目に見える汚れがあるときは洗剤や消毒薬を用いて清掃します (p. 23)。
- 居住スペースは、避難者各自が定時に掃除するよう生活ルールを定めるとともに、共用スペースや避難所周辺エリアは、避難者が交代制で定期的に清掃します。

- 清掃・消毒、ゴミ処理、洗濯などを実施する際、感染症対策として、マスク、フェイスシールド※、使い捨て手袋などを状況に応じて適切に着用します (p. 21)。

※ 目を覆うことができるもの (ゴーグル、シュノーケリングマスク等も可)

4 十分な換気の実施、スペースの確保等

- 避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるようにします。
- 換気は、気候上可能な限りは常時、困難な場合はこまめに実施し、換気の時間はルールを決めて行います (p. 16)。
- また避難所内のスペースは一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整するとともに、家族間の寝床の距離を1m以上あげます (p. 8)。

5 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保

- 発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者は専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保します。
- 同じ兆候・症状のある者を同室にすることは、新型コロナウイルス感染症を想定した場合は望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をします (p. 9)。
- 専用スペースやトイレは一般の避難者とは空間(ゾーン)、通路(動線)を分けます。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある人について、それぞれの人権に配慮し、「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を、避難者及び運営スタッフに周知徹底します。

第2章 感染防止対策と分散避難のあり方について

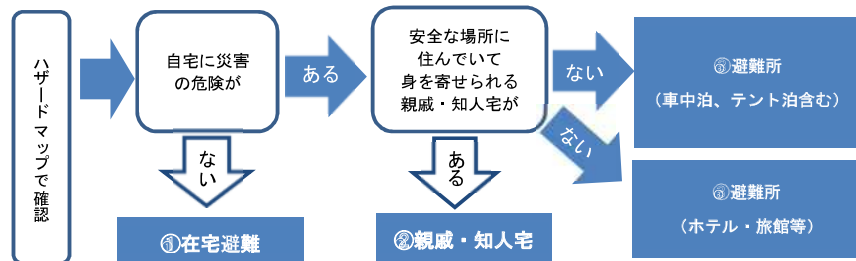
1 多様な避難形態（分散避難）について

避難所における過密抑制対策として、分散避難を実施していくことは、新型コロナウイルス感染防止の観点から有効な対策です。

分散避難とは、下記の順番で避難先を検討していきます。

- ① 在宅避難：住民がハザードマップで自宅の安全性を確認し、自宅が安全であれば自宅に留まる。
- ② 縁故避難：自宅にリスクがある場合、安全な「親戚・知人宅」に避難が可能であれば避難先とする。
- ③ 避難所避難：①の避難先がない場合は市町村が指定する避難所へ避難する（なお、市町村によってはホテルや旅館などを新たな避難所として確保している場合があります。）。

※ 感染症のリスクなどから、やむを得ず青空避難（車中泊やテント泊）を選択する場合があります、事前にその対応策（次頁）を検討しておく。



「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）：新型コロナウイルス感染症と災害避難研究会」より

<青空避難への対応策>

市町村では青空避難（車中泊やテント泊）をどのように考えるかを、事前に検討しておきましょう。

具体的には、市町村の車両保有台数や道路の幅、延長、公共空間の面積により、発災後に車が駐車場から道路に出てくることを許すかどうか、大渋滞を起した密集住宅地で火災が発生したらどうなるのか、公共空間に車を吸い込みきれぬのかなどを想定します。

密集市街地を抱える市町村では、「車中泊やテント泊は自宅の敷地内のみ」というように、市町村がその地域性や想定災害をしっかりとイメージし、青空避難をどこまで許容するかを定め、事前に住民に周知、理解を求めておきましょう。

なお、やむを得ず青空避難を避難者が選択する場合、避難者の安全を確保するために、下記の対策を講じます。

- ・ 豪雨時は、車で野外の移動は危険であること、また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しておくことを周知する。
- ・ 車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて間隔を空けて確保し、夜間の安全確保のため照明のある場所が望ましい。
- ・ 市町村が車中泊のためのスペースを確保する場合においては、食料等必要な物資の配布や、保健師等による健康診断が受けられる場所等の情報を車中泊の避難者に伝え、支援を受けられるように促します。また、物資の配布等を通じて車中泊の避難者の情報を把握できるようにします（「避難所以外の場所に滞在する人々に物資や情報を届けるための施設（在宅避難者等支援施設）を設置」（マニュアル（本編）p.16））。
- ・ エコノミークラス症候群の対策として、「**エコノミークラス症候群を予防しましょう!**」（マニュアルリーフレット p.3）を避難者等に配布し歩行や水分補給等を進めるなど、避難者への適切な支援を行う。
- ・ 車のように狭く気密な空間では、特に日中は短時間で車内の温度が上昇しやすく、熱中症の危険性が高くなるので車内に留まらないことが望ましい。
- ・ 車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をする。
- ・ 車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を一人にさせないようにする。
- ・ 排気ガスによる一酸化炭素中毒やオーバーヒートを避けるため、夜間寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは、避けるようにする。

2 避難する前に準備すること

避難所での受付の混雑や滞留を防止するため、事前に、**避難所利用者登録票**（マニュアル様式集 p. 12）、**受付時健康状態チェックリスト**（p. 29）を配布の上、避難所へ避難する際には、記入したものを持参してもらえようようにします。

避難所ではマスク、体温計など、感染症防止対策として有効な備蓄が十分で無い場合もあることから、**非常持ち出し品リスト**（p. 37）を確認し、避難する際には自ら携行するよう周知します。

第3章 事前に準備しておくこと

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となっており、避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染を防止するため、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要です。

特に、避難所において発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者を受け入れることとなる場合、個室スペースの確保など、事前に準備しておくことが不可欠となります。

1 施設管理者との打ち合わせ

- 避難所の過密抑制の対策として、従来の体育館などの避難所スペースの他、教室や会議室なども活用して、広いスペースを居住スペースとして利用できるよう、施設図面などを活用し施設管理者と協議する。
- 発熱や咳などの症状がある者、濃厚接触者は空間（ゾーン）や出入口、通路（動線）が区別できるかどうかを確認する。
- **避難所の設備、備蓄物資一覧表**（p. 32～）を参考に、避難所運営に新たに必要となる感染防止対策資機材の数、保管場所、使用上の注意などを確認する。

避難所における感染防止対策として必要な主な資機材	
避難者用	マスク、アルコール手指消毒液、体温計 除菌用アルコールティッシュ、ハンドソープ
受付用	非接触型体温計、フェイスシールド、ビニールシート、 固定用ポール、マスク、アルコール手指消毒薬
清掃用	タオル、ペーパータオル、新聞紙（吐物処理用）、家庭用 洗剤、次亜塩素酸ナトリウム（ハイターなど）、カップ、 使い捨て手袋（ビニール袋も可）、ゴミ袋、バケツ、スプ レー容器、
設備用	簡易トイレ（凝固剤式）、段ボールベッド（簡易ベッド）、 パーティション
その他	ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、蓋付きゴミ箱 （足踏み式）

2 避難所のゾーニング

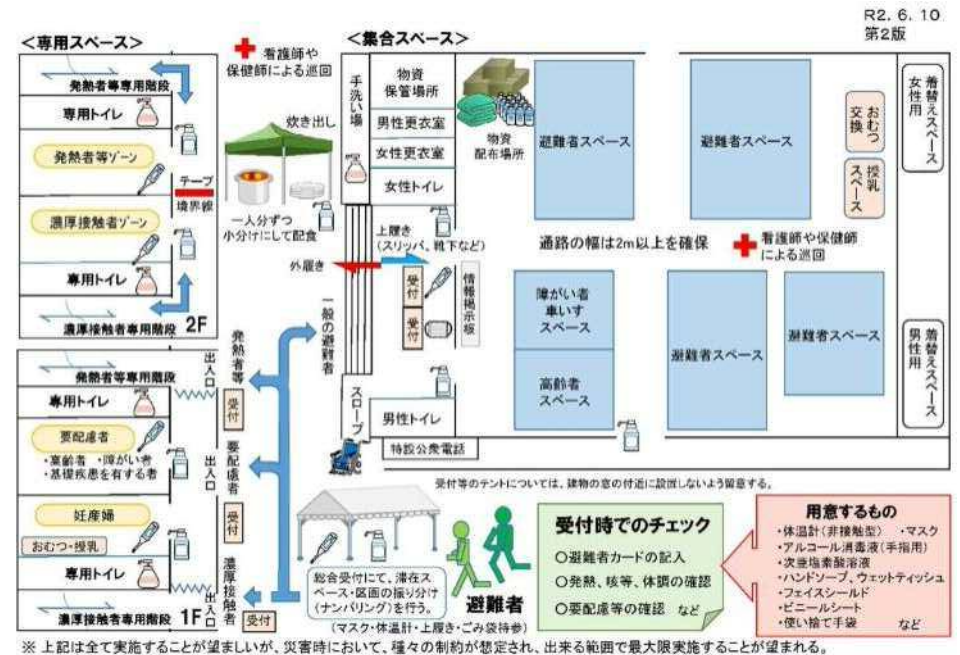
(1) 避難所全体のゾーニング

- 施設管理者と協議し、避難所として利用可能となった場所に基づき、以下のポイントに注意しながら、受け入れ場所を決める。
- 施設管理者と相談し、次頁及び「レイアウト(例)(p.39)」を参考に場所を指定する。
- ゾーニングは、専門家(感染症専門医や保健所など)の確認を受けることが重要で、事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにする。

<感染症対応時のゾーニングのポイント>

受付	事前受付(事前検温や健康チェック)と各一般受付(一般避難者、発熱や咳などの症状がある者、濃厚接触者、要配慮者など)を設置し、各受付で避難者が滞留し、密にならないように配置する。
避難所出入口	できる限り密になりにくい場所を設定し、可能であれば出口と入り口を分ける。
通路の確保	通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。 車いすも通れるよう幅 130cm 以上(できれば 2m以上)の通路を確保し、各世帯の区画が必ず 1 箇所は面するようにする。
個室管理(配慮すべき人を優先的に受け入れる場所)及び動線の検討	発熱や咳などの症状ある者や濃厚接触者のほか、感染症リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する方の専用スペース、障がい者、妊産婦などを受け入れる要配慮者スペースや個室などの場所を検討し、予め指定する。 また、一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳などのある者の通路(動線)をそれぞれ分ける。

※ 食事スペースは飛沫感染を防ぐため、できる限り占有スペース内での食事を行うことが望ましい。

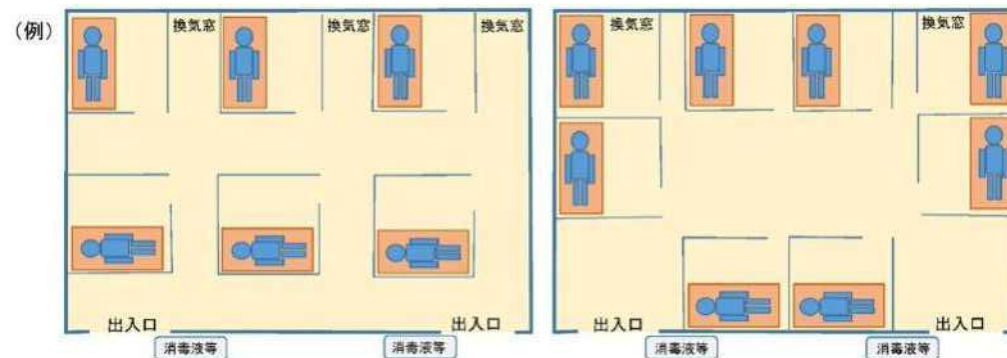
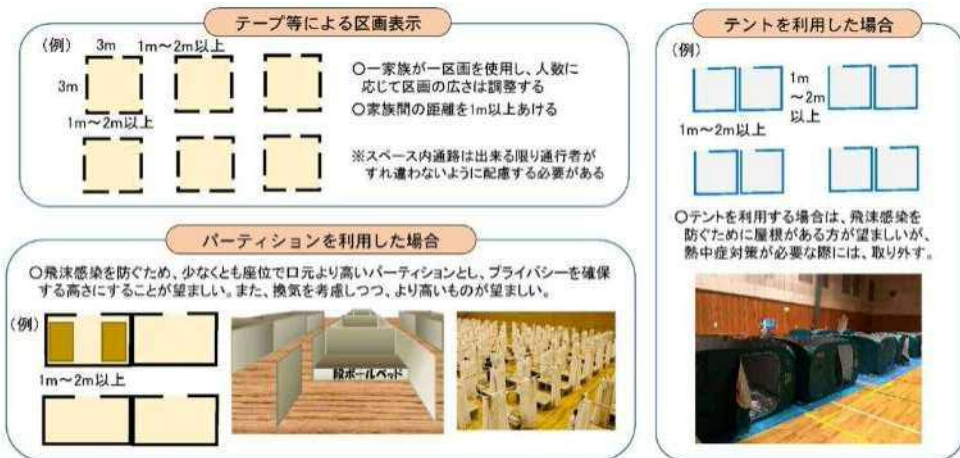


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について(内閣府(防災担当))」より

(2) 一般避難者のゾーニング

- 次頁及び「レイアウト(例)(p.40)」を参考に、一家族が、目安で 3m × 3m の 1 区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 1 区画(一家族)の距離は 1 ~ 2m 以上空け、個人間の距離も 1m 以上空ける。
- 個別スペースの割振りの際は、お住まいのコミュニティ、性別、要配慮者の状況などを考慮した割振りに配慮する。
- 避難所管理や個人情報保護の観点から、区画に番号を振る。
- 駐車スペースのある避難所ではペット同伴やプライバシー確保など様々な理由により車中泊を選択される避難者がおり、感染症対策として受付の際に車と車の間のスペースを十分取るよう案内する。



発熱・咳など症状がある者や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)
「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について (内閣府 (防災担当))」より

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について (内閣府 (防災担当))」より

(3) 濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニング

- 発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者は、可能な限り個室対応とします。換気できる部屋であることが必須条件です。
- 個室対応が難しい場合は、パーティションで区切るなど、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできるだけ確保する。
- 一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳などの症状がある者の空間（ゾーン）はそれぞれ分ける。
- 発熱・咳等の症状がある者同士を同室にする場合で、濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合は、次頁及び**レイアウト(例)(p.41)**に示すレイアウト(例)を参考する。
- なお、当該避難所で十分な個室管理ができない場合には、市町村防災担当に相談し、別の施設での濃厚接触者等の対応を依頼する。

第4章 初動期(災害発生当日)の対応

1 避難所の受け入れ準備

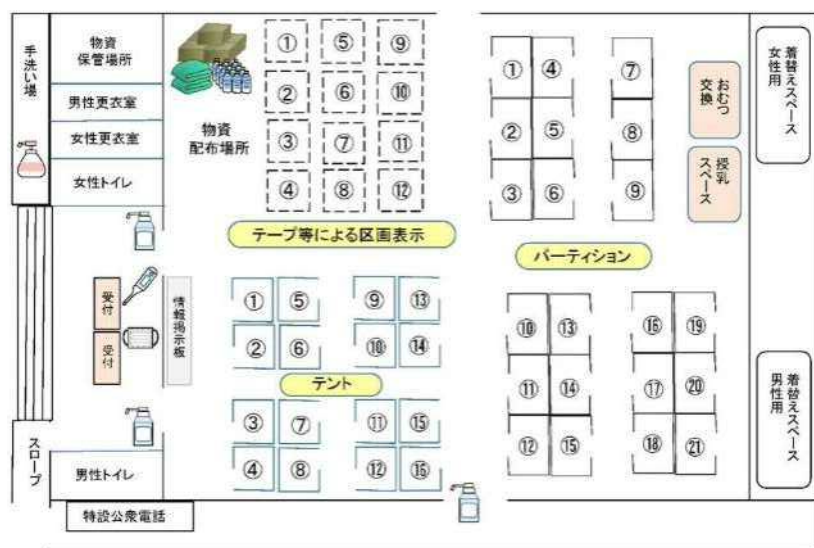
(1) 避難所におけるゾーニングの実施

- ゾーニングに基づいた適切な動線管理や物品の管理を行うことが感染予防となる。
- 専用スペースと居住スペースの間にはテープやパーティション、表示板などでわかりやすく境界線を設置し、避難者が行き来しないようにする。
- 可能な限り出入り口・トイレ・手洗い場を分け、体調不良者と他の避難者の動線が交わらないようにする。
- 別々の動線の確保が難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫をした上で、兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用は避ける。

(2) 避難所資機材の設置

- 下図及びレイアウト(例)(p.42)を参考に、各ゾーンにパーティションや段ボールベッドなどの簡易ベッドなどを設置する。
- 避難者や運営スタッフのため、専用スペースや動線に分かる案内板を用意する。
- 手指消毒薬を設置する。

設置における留意事項	
パーティション	飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高く設置。
テント	複数を接して配置する場合は、接した面にテント通気口などの空気の出入り口が無いようにする。飛沫感染を防ぐため屋根がある方が望ましいが、熱中症対策のため必要に応じて取り外す等の対策を講じる。
区画表示	メジャー、養生テープなどを用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示する。テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号を付し、誰がどの区画に滞在しているか分かるように管理する。



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について(内閣府(防災担当))」より

2 避難者の受付

(1) 事前受付の設置

- 発熱や咳などの症状のある方や濃厚接触者を早期に把握するため、一般受付の前に、事前受付を設置する。
- 事前受付には、避難者との間にクリアフェンス(ビニールシート)、手指消毒液、非接触型体温計、マスク(持参しなかった人用)を用意する。
- 体温計を持参してこなかった場合は、避難所の非接触型体温計での検温が望ましいが、接触型の体温計を利用する場合は毎回消毒する。
- 避難者が受付で滞留しないよう、手指消毒、検温、**受付時健康状態チェックリスト(p.29)**の提出など、動線を事前に検討し、受付手順やレイアウトを工夫する。
- スペースに余裕がなく、事前受付を設置することができない場合は、一般受付で避難者の間隔を確保するなど必要な対策を検討する。
- 間隔(2m)を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定する。

(2) 事前受付スタッフの準備

- 受付スタッフは、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド(複数の避難者に介護や介助等、密接して対応する際)を着用する。
- 複数の人が使う体温計の消毒や検温担当者の検温ごと、手指消毒を徹底する。
- 受付スタッフには、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを理解してもらうよう、人権を尊重した対応についての教育などを実施する。
- 検温や健康チェックなど、受付時の手順が従来よりも増えるとともに、避難者の滞留を抑止するための体制強化が必要となるので、訓練などにより、受付手順やスタッフの人数の確認を事前に行っておく。

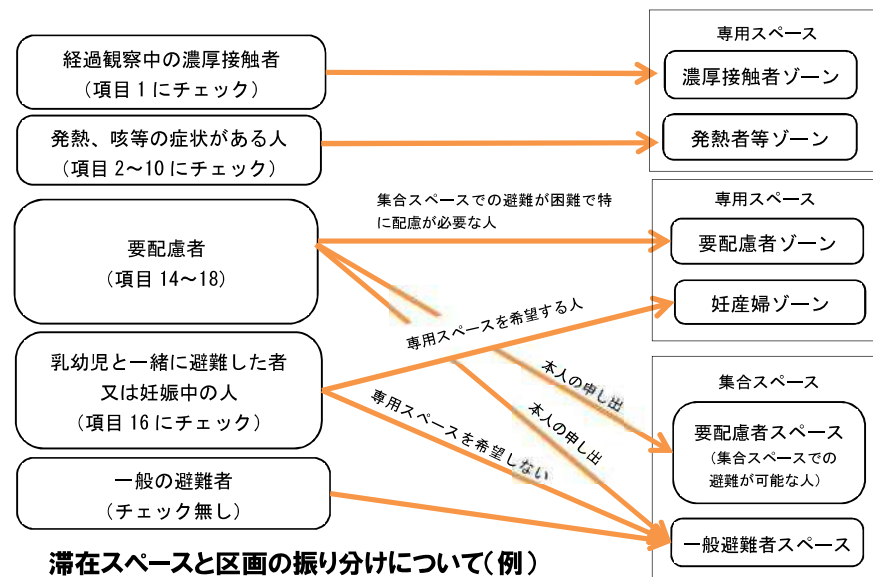
(3) 事前受付における避難者の受付

ア. 検温・健康状態のチェック

- マスクを持参してこなかった者には事前受付時にマスクを配布する。
- 避難者ごとに、**受付時健康状態チェックリスト(p.29)**を記入するとともに、持参した体温計による検温結果を記入する。
- 接触型の体温計による検温は受付混雑の要因となるため別室での対応が望ましい。

イ. 避難者の振分け

- **受付時健康状態チェックリスト (p. 29)** の記入事項と本人・家族からの聞き取りにより、下記(例)を参考に、避難所内のどの部屋・スペースに割り振るのかを決める。
- 専用スペースへ割り振る避難者については、必要に応じて、受付スタッフが各一般受付まで案内する。



受付時 健康状態チェックリスト

- あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？
- 普段より熱っぽく感じますか？
- 呼吸の息苦しき、胸の痛みはありますか？
- においや味を感じないですか？
- せきやたん、のどの痛みはありますか？
- 全身がだるいなどの症状はありますか？
- 吐き気がありますか？
- 下痢がありますか？
- からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？
- 目が赤く、目やにが多くないですか？
- 現在、医療機関に通院をしていますか？(症状:)
- 現在、服薬をしていますか？(薬名:)
- そのほか気になる症状はありますか？
※「はい」の場合、具体的にご記入ください
- 避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？
- 避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？
※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください
- 乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)
- 呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？
※「はい」の場合、具体的にご記入ください
- てんかんはありますか？

(4) 個別受付の設置

- 事前受付から割り振られた避難者が、各滞在スペースに避難するための個別受付(一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳などの症状がある者、要配慮者など)を設置する。
- 個別受付には、避難者との間にクリアフェンス(ビニールシート)(なければフェイスシールドを着けるか、避難者と運営スタッフとの間を2m以上空ける)、手指消毒液を用意する。
- 避難者が受付で滞留しないよう、手指消毒、**避難所利用者登録票(マニュアル様式集 p. 12)**の提出など、動線を事前に検討し、受付手順やレイアウトを工夫する。
- 事前受付時に、避難所の非接触型体温計での検温を実施した場合は、発熱や咳などの症状がある者などに対し、必要に応じて、接触型の体温計で再度、検温を実施する。
- 接触型の体温計を利用した場合は毎回消毒を実施する。
- 間隔(2m)を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定する。

(5) 個別受付スタッフの準備

- 受付スタッフは、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド(必要に応じて)を着用する。
- 複数の人が使う体温計の消毒や検温担当者の検温ごとの手指消毒を徹底する。
- 受付スタッフには、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを理解してもらうよう、人権を尊重した対応についての教育などを実施する。
- 検温など、受付時の手順が従来よりも増えるとともに、避難者の滞留を抑止するための体制強化が必要となるので、訓練などにより、受付手順やスタッフの人数の確認を事前に行っておく。

(6) 個別受付における避難者の受付

- **避難所利用者登録票(マニュアル様式集 p. 12)**をもとに、避難所利用者の人数や世帯数(避難所外避難者を含む)を把握する。
※登録票は、受付混雑時には滞在スペースで記入してもらい、後ほど回収する。
- 個別スペースの割り振りの際は、お住まいのコミュニティ、性別、要配慮者の状況などを考慮した割り振りに配慮する。

3 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

(1) 状態や数を確認

- 避難所の設備、備蓄物資一覧表(p.32～)を参考に、備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認する。
- 足りない分は物資依頼伝票(マニュアル様式集 p.30)や食料依頼伝票(マニュアル様式集 p.34)で、市町村災害対策本部に要請する。

(2) 配給

- 物資を配布する前後に清掃、机の消毒(次亜塩素酸ナトリウムを使用)を徹底する。
- 配布スタッフは、作業前後の手指消毒を徹底するとともに、マスク、使い捨て手袋を着用する。
- 配食場所にもクリアフェンス(ビニールシート)を設置し、利用者の「組」ごとに配給するなど順番制にする。

<配給の注意>

- ・食品は床から30cm以上の高さで保管する。
- ・一人分ずつ小分けにして配食する。
- ・容器や食器は使い捨てを使用する。調達ができなければ食器をラッピングするなどの工夫をする。
- ・発熱、咳などの症状がある者や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す方法とする。

<食事の際の注意>

- ・避難者が食事する際、手洗いや手指消毒を徹底するよう周知する。
- ・食事は、飛沫感染を防ぐため、できるだけ居住スペース内とするが、食事スペースを設置する場合には順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底するなどの工夫をする。
- ・食後の食べ残しや使い捨て容器は、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、スタッフが回収する。

4 定期的な換気

- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。
- 窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。
- 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

5 ゴミの分別・管理

- 感染症対策として、普通廃棄物(一般ごみ)と感染性廃棄物(マスクなど)は分けるようにする。
- 感染性廃棄物はゴミ袋を2重にする。
- ゴミ箱は蓋を触らず捨てられる、足踏み式を可能な限り準備する。
- ゴミ処理を行う際は、掃除用手袋とマスク、フェイスシールド、長袖ガウンを着用する。

感染性廃棄物の主なもの

- 使用済みのマスク □ ティッシュ □ 使い捨て手袋
- 発熱・咳等の症状がある人の容器



新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いにある方の使用済みマスク等の捨て方
「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方(環境省)」より

6 避難所内の感染防止ルールの徹底

- 感染症防止のための以下の（例）を参考に、ルールを決め、掲示板などに**避難所でのルール (p. 25)**を貼り出すなど、ルールを周知する。

<感染症防止のために決めた方がよいルール（例）>

- ・ 常時マスクの着用や、手指の消毒を徹底する。なお、気温が高い場合はこまめに水分補給。
- ・ 人と人の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識して過ごす。
- ・ 毎日の体温・体調の確認
- ・ トイレにふたがある場合、トイレのふたを閉めて流す。
- ・ 掃除当番（トイレ清掃等）
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄
- ・ 靴はビニール袋に入れて各自で保管

7 濃厚接触者等を受け入れた場合の市町村災害対策本部への連絡

- 発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者などを受け入れた場合、**避難所状況報告書（初動期）（マニュアル様式集 p. 28）**とともに、**傷病者及び体調不良者名簿 (p. 31)**を用い、FAX、電話、伝令などで、市町村災害対策本部に連絡する。

第5章 展開期以降(2日目～)の対応

1 定期的な健康管理の実施

- 避難者の健康状態を把握するため、**健康状態チェックシート (p. 30)**により体温測定（朝・昼・夜）と症状のセルフチェックを実施する。
- 体温計を持参していない避難者に対して、セルフチェックができるよう、体温計や手指消毒液などのコーナーを設ける。
- セルフチェックの結果、下記の【感染を疑う症状】に該当する場合は専用スペース（個室）に案内の上、安静にさせる。
- また、帰国者・接触者相談センター（次ページ）に電話により相談するとともに、**傷病者及び体調不良者名簿 (p. 31)**を用い、FAX、電話などで、市町村災害対策本部に連絡する。

【感染を疑う症状】	
□	息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
□	重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
□	上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 特に、下記に該当するような健康状態の急変については、素早く察知できるよう留意する。

【緊急性の高い症状】※は家族等が以下の項目を確認した場合

表情・外見	<input type="checkbox"/> 1 顔色が明らかに悪い※ <input type="checkbox"/> 2 唇が紫色になっている <input type="checkbox"/> 3 いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	<input type="checkbox"/> 4 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） <input type="checkbox"/> 5 急に息苦しくなった <input type="checkbox"/> 6 日常生活の中で少し動くとも息があがる <input type="checkbox"/> 7 胸の痛みがある <input type="checkbox"/> 8 横になれない、座らないと息ができない <input type="checkbox"/> 9 肩で息をしている、ゼーゼーしている
意識障害等	<input type="checkbox"/> 10 ぼんやりとしている（反応が弱い）※ <input type="checkbox"/> 11 もうろうとしている（返事がない）※ <input type="checkbox"/> 12 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（厚生労働省）」より

○ 帰国者・接触者相談センターの連絡先

開設時間 平日：午前9時から午後5時まで
 夜間・土、日、祝日：オンコール（24時間）体制

保健所名	電話番号	所管区域
一宮保健所	0586-72-1699	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-21-1699	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189	春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499	清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299	西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市

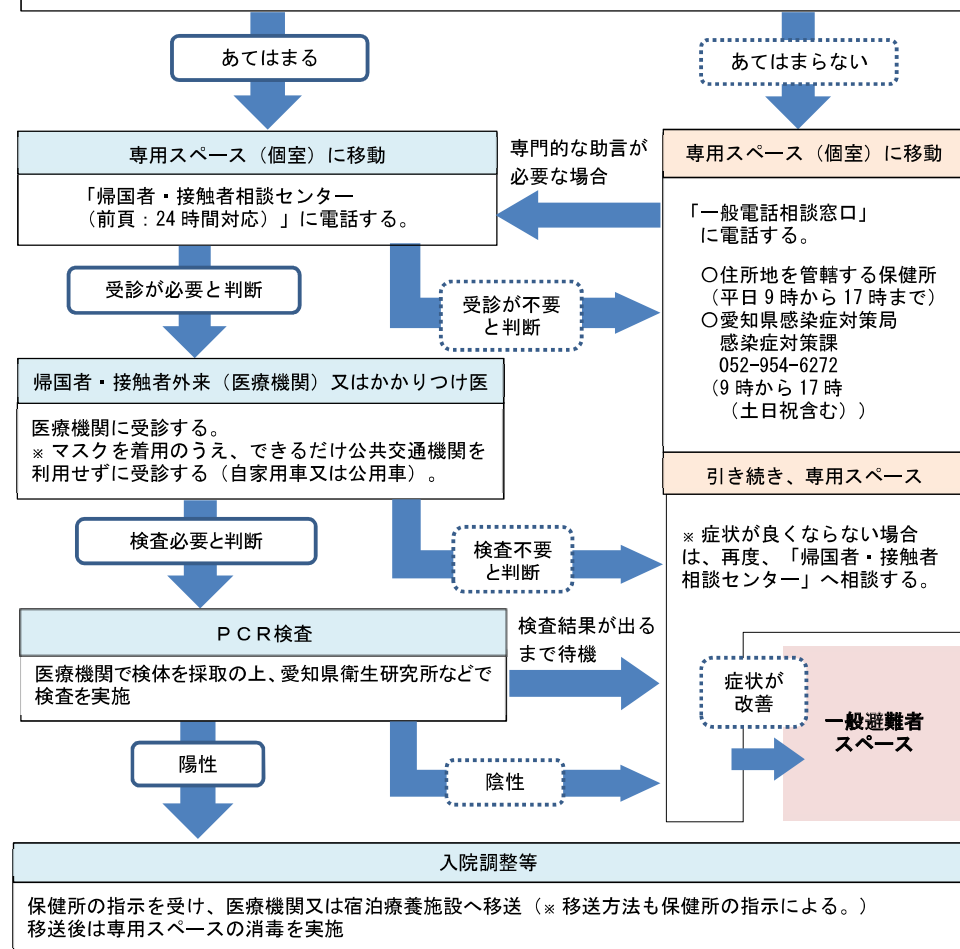
※ 保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）も同様の対応を実施。

2 感染症が疑われる場合の対応の確認

- 定期的な健康管理の実施などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、下記のとおり保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡の上、指示を仰ぐ。

【感染を疑う方】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）



3 運営スタッフの感染防止対策

- 運営スタッフの場面ごとの装備内容は下表を参考に、避難所の状況に応じて判断し対策を行う。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備

	マスク	フェイスシールド※1	手袋※3 (使い捨て)	手袋※3,4 (掃除用)	カッパ※5 (長袖ガウン)
受付	○	△※2	○		
清掃・消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者ゾーンの対応	○	○	○		(○)※8
発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者ゾーンの清掃・消毒	○	○		○	(○)※8
ゴミ処理	○	○		○	○
洗濯※6	○	○		○	
シャワー風呂清掃	○	○		○	○※7

- ※1 目を覆うことができるもの（ゴーグル、シュノーケリングマスク等）
- ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用、
- ※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可
- ※4 手首を覆えるもの、使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可
- ※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作りも可、※6 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備
- ※7 撥水性のあるカッパが望ましい、
- ※8 唾液、喀痰、血液など体液の腕への汚染が予想される場合は使用

- 感染症対策として、運営スタッフの個人用防護具を準備し、着脱手順や洗浄、消毒手順を確認する。
- カッパ（長袖ガウン）の脱衣時には、カッパの表面に触れないよう汚染防止に注意する。

<手袋・マスクの正しい着脱方法>

(1) 装着方法

- ① 手指を消毒する。② マスクを鼻の形に合わせて装着する。
- ③ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。

(2) 脱ぎ方（※特に重要）

ア 手袋の脱ぎ方

- ① 片方の手袋を脱ぐ、内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ② 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ③ 感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。

イ マスクの脱ぎ方

- ① マスクを脱ぐ前に、あらためて手指消毒をする。
- ② マスクのゴム部分を持ってマスクを外す。マスク本体には触れないように留意。
- ③ 感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。



手袋・マスクの脱ぎ方「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（防衛省統合幕僚監部）」

4 濃厚接触者等への対応

- 専用スペースのスタッフは専任とし、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドを適切に着用する。
- 心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫が低下した人、妊婦などが対応することは避ける。
- 換気を十分実施するとともに、複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）の消毒を、2時間ごとなどルールを決めて行う。
- 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにする。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者や濃厚接触者が使用したトイレで、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウムなどによる清拭を行う。
- 濃厚接触者については、保健所が電話等により、感染者との最後の接触日の翌日を初日として2週間の健康観察を実施しているが、定期的な健康管理の実施（セルフチェック）と併せ、運営スタッフが【緊急性の高い症状】を確認した場合は、すみやかに保健所、医療機関、市町村災害対策本部に連絡する。

5 衛生環境の整備(消毒、清掃、洗濯)

- 消毒については訓練を行い消毒方法について習熟しておく。
- 消毒用エタノールが入手困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

		消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム (塩素系漂白剤：ハイターなど)
使用	可能 ○	手指など、衣服などモノ全般、壁など環境表面	衣服などモノ全般、壁などの環境表面
	不可 ×	傷口や眼球、粘膜、革製品など	人体には×、金属△
効果		ほとんどの細菌、インフルエンザウイルス、コロナウイルスなど	ほとんどの細菌、ノロウイルス、コロナウイルスなど
調整方法		手指・物の消毒用 無水エタノール：水=8：2	0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液に調整水1ℓに10～25ml (商品付属のキャップ1/2～1杯)
注意事項		アルコール濃度が高いため引火しやすく、火気のそばでの使用や火の気の近くでの保管をしない 揮発性が高いため、蓋を開けっ放しにしておくと、蒸発したり、空気中の水分を吸収して濃度が薄くなる	酸性の洗剤（特にトイレ洗浄剤等の強酸性のもの）と混ぜると、有毒ガスが発生するため、混ぜて使わない 酸化力の強さから、材質によっては対象物を腐食させる、特に金属製品はサビたり変色したりすることがある

「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（防衛省統合幕僚監部）」を参考に作成

(1) 居住スペース

- 定期的な換気（30分に1回以上、数分間、窓を全開）を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒する。
- 居住スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、1日1回、定時に掃除時間などを設定し、実施するよう生活ルールを定める。

(2) トイレ

- トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前、午後、夕）以上の複数回、消毒液を使用して清掃する。
- トイレ清掃は組ごとに当番を決め、**トイレ清掃当番がやること (p.38)**を渡し、毎回清掃の際に通う実施してもらう。

(3) シャワー・風呂

- 手すりや手がよく触れる場所の消毒、湯船や洗い場の清掃を徹底する。
- 発熱者、濃厚接触者、一般避難者のシャワー・浴室はそれぞれ別に設置する。
- 難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫をした上で、兼用するためのルールを作る（一般避難者→濃厚接触者→発熱者など）。
- ただし、一般避難者との兼用はできるだけ避ける。

(4) 洗濯

- 洗濯する際は、各家庭ごとの実施を徹底する。
- 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、掃除用手袋、マスク、フェイスシールドを着用し、ほかの衣料とは別に分けて洗う。
※ ひどく汚れている場合は、ゴミ袋等に入れ密閉して廃棄処分にする。
- 血液や吐物がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かす。

第6章 撤収期(ライフライン回復時)の対応

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期受け入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

1 避難所の統合・閉鎖準備

- ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合する場合は、専用スペースにいる人の移動方法などを、市町村災害対策本部と協議する。
- 避難所の統合・閉鎖にあたり、専用スペースにいる人の情報などを円滑に引き継ぎすることができるよう避難所運営委員会、各運営班などの協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約する。
- 集約した情報や書類などは、市町村災害対策本部に提出する。

2 避難所の閉鎖

- 避難所スペースとして使用した部屋や共用部分は十分な換気を行った上で消毒を実施する。

避難所でのルール

避難所

避難所を利用される方は、以下のルールを守るよう心がけるとともに、当番に参加するなど、避難所運営にご協力ください。



基本事項

- この避難所は、地域の防災拠点です。**
避難所以外の場所に滞在する被災者も含めた生活支援を行います。
- 避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。**
年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々が、できる限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるようにします。
- 避難所を利用する人の増減に合わせ部屋の移動を行います。**
利用者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。
- 立ち入りを制限した部屋には入らないでください。**
危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。
- この避難所は、電気・水道などライフラインが復旧した後、すみやかに閉鎖します。**
住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。



感染症予防

- 新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。**
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎましょう。
断水の場合は消毒用アルコールを使いましょう。
避難所では常にマスクを着用してください。
- 身の周りを清潔にするとともに、十分な換気を行いましょ。**
居住スペースの掃除は、避難者各自が行い、定期的な換気（30分に1回以上、数分間、窓を全開）を実施しましょう。
ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒しましょう。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょ。**
人と人の間隔はできるだけ2m、最低1m空けることを意識してすごしましょ。



健康管理

- 毎日の体温と体調を確認してください。**
発熱や体調が良くないとき、特に、下記の症状がある人は総合受付や避難所運営本部に申し出てください。

【新型コロナウイルス感染を疑う症状】	
<input type="checkbox"/>	息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
<input type="checkbox"/>	重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
<input type="checkbox"/>	上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

気温が高い場合は熱中症対策のため、こまめに水分補給しましょう。



防火

- 出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。**
避難所内外の整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。
- ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。**



たばこ・酒

- 建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。**
たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。



運営

- 避難所の運営に必要なことを話し合うため、避難所運営委員会を組織します。**
避難所運営委員会は、避難所を利用する人の代表者などで組織します。
- 定例会議：毎日午前 時 分と午後 時 分に開催
- 具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。



総合受付

総合受付では、各種手続きや相談受付を行います。

対応時間：午前 時 分から午後 時 分まで



登録

避難所を利用する人の情報を家族(世帯)ごとに登録します。

個人情報は、公開してもよいとした人の分のみ公開します。

- 生活支援を適切に行うことができるよう、避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用する人の情報を登録します。
- 障害のある方、難病・アレルギー・その他慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方や乳幼児をお連れの方、宗教上の理由や言語などで特に配慮が必要な方は、登録の際にお申し出ください。
- 犬や猫などのペットの情報も登録します。
- 避難所を退所するときは、総合受付にお申し出ください。



電灯

点灯は : 、消灯は : です。

安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。



放送

放送は : で終了します。

ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。



電話

- 避難所あてに電話があった場合は放送により呼び出し、伝言を行います。(: ~ :)
- 携帯電話はマナーモードにしてください。
携帯電話での通話は公共の場のみとし、生活場所ではご遠慮ください。



食料

食料や物資は、原則、組ごとに配給します。

- 配給は、避難所以外の場所に滞在する被災者にも等しく行います。
- 特別な事情がある場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得ます。

食料を配る
時間(原則)

朝 : 頃

昼 : 頃

夜 : 頃

特別な物資の
配布場所

物資：粉ミルク・おむつ
場所：

物資：女性用衣類や生理用品
場所：

物資：
場所：



トイレ

- 利用者全員が、清潔に使用することを心がけてください。
- トイレの清掃は避難所を利用する人が交代で行います。
- トイレのふたを閉めてから流してください。



ごみ

分別して、指定された場所へ出してください。ゴミは各家庭で密閉して廃棄してください。



ペット

ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任をもって飼育してください。
ペットは決められた場所で飼育し、他の部屋には入れないでください。

受付時健康状態チェックリスト

避難所名		受付番号	
------	--	------	--

記入日		氏名	年齢
年 月 日 ()			歳
チェック項目			
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ	
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ	
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ	
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ	
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ	
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ	
7	吐き気はありますか？	はい・いいえ	
8	下痢はありますか？	はい・いいえ	
9	からだにぶつぶつ(発疹)は出ていますか？	はい・いいえ	
10	目が赤く、目やには多くないですか？	はい・いいえ	
11	現在、医療機関に通院をしていますか？(症状:)	はい・いいえ	
12	現在、服薬をしていますか？(薬名:)	はい・いいえ	
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的に記入ください	はい・いいえ	
14	避難所での行動に際し、介護や介助は必要ですか？	はい・いいえ	
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ	
16	乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ	
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的に記入ください	はい・いいえ	
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ	

運営側(受付担当)記入用

体温	℃	受付者名	
避難所滞在スペース・区画			

※ 避難所滞在スペース・区画欄には、避難所の建物や部屋の名称及び区画番号などを記入する。

健康状態チェックシート

避難所名		氏名						年齢	
								歳	
目付	体温測定	息苦しさ	におい・味	せき・たん	だるさ	吐き気	下痢	その他	チェック欄
		<ul style="list-style-type: none"> 息が荒くなった 呼吸数が多くなった 急に息苦しくなった 少し動く息がある 胸の痛みがある 横になれない 座らない息ができない 肩で息をしたり、ゼーゼーする。 	においや味を感じない	せきやたんがひどい	全身のだるさがある	吐き気がある	下痢がある	<ul style="list-style-type: none"> その他の症状がある 食欲がない 鼻水・鼻づまり・のどの痛み 頭痛・関節痛や筋肉痛 一日中気分がすぐれない 体にぶつぶつ(発疹)が出ている 目が赤く、目やにが多いなど 	
/ (月)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
/ (火)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)	
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
/ (水)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)	
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
/ (木)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)	
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
/ (金)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)	
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
/ (土)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)	
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
/ (日)	朝	℃	はい	はい	はい	はい	はい	はい・いいえ (症状)	
	昼	℃	はい	はい	はい	はい	はい		
	夜	℃	はい	はい	はい	はい	はい		

傷病者及び体調不良者名簿

				避難所名	
氏名	生年月日・年齢	性別	住所	傷病等の程度・状況 搬送の有無	搬送先住所 搬送日時
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:
ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日 (歳)			有 / 無	:

※ 避難所状況報告書の添付資料として、市町村災害対策本部に送付する。

避難所の設備、備蓄物資一覧表(1/5) (※ 朱色が今回追加部分)

		品名	数	保管場所	メモ
設備・資機材	発電機				
	電源用コードリール				
	投光器などの照明設備				
	テント				
	マット				
	防水シート、ブルーシート				
	災害用トイレ(仮設トイレ)				
	蛇口のあるタンク(手洗い用)				
	小型ポンプ				
	台車				
要配慮者対策	簡易ベッド、 段ボールベッド				
	担架				
	車いす				
	災害用トイレ(簡易トイレ)				
	簡易トイレ(凝固剤式)				
	間仕切り用パーティションなど				
	毛布				
	タオル				
ペーパータオル					

避難所の設備、備蓄物資一覧表(2/5) (※ 朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
食料・水	飲料水(ml)			
	アルファ化米			
	粉ミルク			
	高齢者用のやわらかい食品			
	アレルギー対応の食品			
	粉ミルク(アレルギー対応)			
	ミルク調整用の水			
食器類、調理器具など	哺乳瓶			
	食器・箸(使い捨てのもの)			
	ごみ袋			
	なべ			
	やかん			
	湯沸し用ポット			
	ガスコンロとガスなど湯沸し器			
	洗剤			
	スポンジ			
	ラップ			

避難所の設備、備蓄物資一覧表(3/5) (※ 朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
環境・衛生・感染症対策用品(その1)	救急箱			
	ふた付きごみ箱(足踏み式)			
	ごみ袋			
	ビニル袋(各種)			
	トイレットペーパー			
	除菌用アルコールティッシュ			
	ティッシュペーパー			
	手指消毒用アルコール			
	バケツ			
	ひしゃくなど水をくむ道具			
	トイレ用スリッパ			
	おむつ(乳幼児用)			
	おむつ(大人用)			
	生理用品			
	ストーマ装具			
	おしりふき(乳児用)			
	消毒液			
	洗剤(清掃用)			
	物干し用の道具			
	せっけん、ハンドソープ			
	歯磨き用品(歯ブラシなど)			
	マスク			
	体温計			
非接触型体温計				
新聞紙(吐物処理用)				
次亜塩素酸ナトリウム(ハイター)				

避難所の設備、備蓄物資一覧表 (4/5) (※ 朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
環境・衛生・感染症対策用品(その他)	フェイスシールド			
	カッパ (長袖ガウン)			
	使い捨て手袋 (ビニール手袋)			
	ビニールシート (受付用)			
	受付ビニールシート 固定用ポール			
衣類	衣類 (男性用)			
	衣類 (女性用)			
	衣類 (子ども用)			
	下着類 (男性用)			
	下着類 (女性用)			
	下着類 (子ども用)			
	妊婦用下着 (腹帯など)			
ペット関係	ペットフード <small>(犬用、猫用などで長期保存できるもの)</small>			
	ペット用シート			
	ペット用ケージ			

避難所の設備、備蓄物資一覧表 (5/5) (※ 朱色が今回追加部分)

	品名	数	保管場所	メモ
事務用	机			
	いす			
	拡声器			
	懐中電灯			
	乾電池(各種)			
	ローソクなどの固形燃料			
	ライターなど火を起こす道具			
	延長コード			
	パソコン			
	プリンター			
	コピー機			
	紙類 (用紙、模造紙など)			
	筆記用具			
	テープ類 (ガムテープ、セロハンテープなど)			
	はさみ、カッター			
	ステープラー、クリップなど綴じ具			
	ファイル類 (書類保管用)			
	避難所運営マニュアル 一式			

非常持ち出し品リスト

<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー	感染症対策
<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> ポンチョ	<input type="checkbox"/> アルコール消毒液
<input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器	<input type="checkbox"/> ハンドソープ・固形せっけん
<input type="checkbox"/> 印かん	<input type="checkbox"/> 除菌シート
<input type="checkbox"/> 止血するもの	<input type="checkbox"/> 体温計
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 上履き（スリッパ、靴下など）
<input type="checkbox"/> ライター	<input type="checkbox"/> ごみ袋 など
<input type="checkbox"/> ナイフ	乳幼児
<input type="checkbox"/> 下着	<input type="checkbox"/> 離乳食、粉ミルク・液体ミルク
<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/> 加熱調理器具
<input type="checkbox"/> 充電式ラジオ	<input type="checkbox"/> 消毒用品
<input type="checkbox"/> 食料	<input type="checkbox"/> 紙おむつ
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> おしりふき など
<input type="checkbox"/> ヘルメット	高齢者
<input type="checkbox"/> 乾電池	<input type="checkbox"/> 入れ歯
<input type="checkbox"/> 健康保険証コピー	<input type="checkbox"/> 介護食
<input type="checkbox"/> メガネ、コンタクト用品	<input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ など
<input type="checkbox"/> 生理用品	疾患のある方
<input type="checkbox"/> 現金 など	<input type="checkbox"/> 主治医の連絡先
(停電時に公衆電話で使用する 10円、100円硬貨含む)	<input type="checkbox"/> 持病薬メモ（処方箋等）
	<input type="checkbox"/> 持病の薬 など
	ペット
	<input type="checkbox"/> 動物病院連絡先
	<input type="checkbox"/> リード
	<input type="checkbox"/> ケージ
	<input type="checkbox"/> ペット用食品
	<input type="checkbox"/> 排泄用品 など

トイレの清掃当番がやること

装備 マスク、フェイスシールド、手袋（清掃用）、前掛けなど（使い捨てできるものを利用）

掃除道具 ぞうきん、バケツ、洗剤、ビニル袋、ごみ袋、新聞紙などのいらぬ紙
消毒液（水1Lに台所用塩素系漂白剤24ml（キャップ1杯）を混ぜる）など

- ① 入口のドアや窓を開けて、換気する
- ② 汚物をとる
 - ・ 汚物は新聞紙などで包んで取り、ビニル袋に入れる。
 - ・ 汚物を入れたビニル袋に消毒液を入れて密封し、ごみ袋に入れる。
 - ・ 排泄物で汚染された部位の表面には消毒液を使用する。
- ③ 高いところから順番に、拭き掃除をする
- ④ 床掃除をする
 - ・ トイレの床は新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要。
- ⑤ 個室や便器の掃除をする
 - ・ 消毒液で濡らしたぞうきんなどで、汚れの少ない場所から順に拭く。
（例：便座→ふた→タンク→便器の外側）
 - ・ 詰まり以外の原因で流れていない汚物があればバケツなどの水で流す。（例：和式では2～3Lの水を上から勢いよく流し込む。）
 - ・ 水が流れる場合は塩素系洗剤を便器内につけ、数分後に水で流す。
- ⑥ 人の手が触れる部分の掃除する
 - ・ ドアノブ、手すり、水洗レバーなど人の手が触れる部分を、これまでの手順で使用していない消毒液で濡らしたぞうきんなどでこまめに拭く。
 - ・ 手洗い場の水アカなどをふき取る。
- ⑦ 消耗品の補充・設置
 - ・ 掃除用の手袋を外側が内側になるように外し、ごみ袋に入れる。
 - ・ トイレトーパー、消臭剤、手洗い用の消毒液などを補充・設置する。

後片付け

- ① マスク、手袋、前掛けなど着用していたものをごみ袋に入れ、トイレから出たごみと同じ場所に置く。
- ② 泥落としマットなどで靴の汚れを落とし、消毒液をしみこませたマットで靴の裏を消毒する。
- ③ 石けんで1分間、よく手を洗う。（指先、指の間、親指のまわり、手首などを念入りに！）水がない場合は手指消毒用アルコールを使う。
- ④ うがいをする。

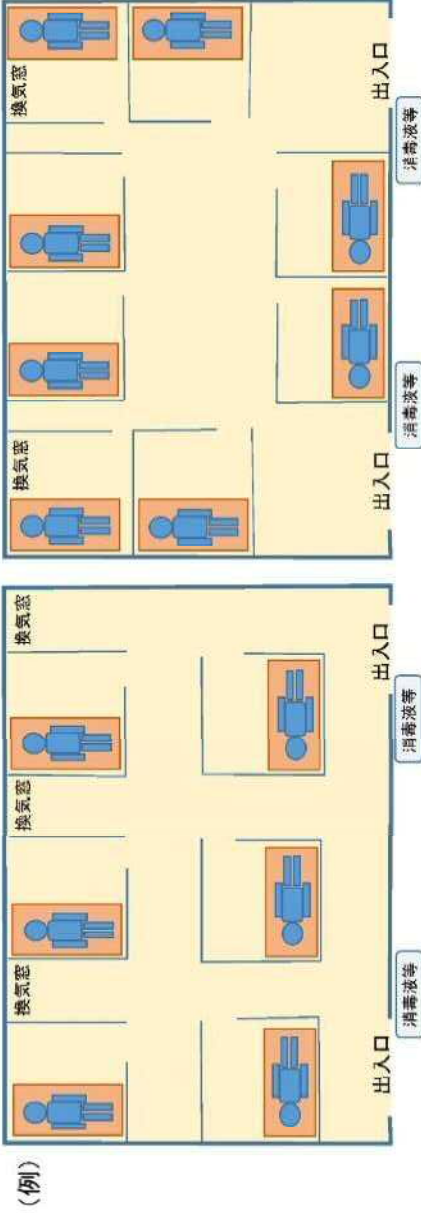
トイレから出たごみの処理

衛生・安全のため、袋を二重にして持ち運び、他のごみと混ざらないように注意する。（トイレ用のごみ置き場は予め決め、わかるようにしておく。）

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にすることは、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にすることは、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部署や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。

(例) 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用

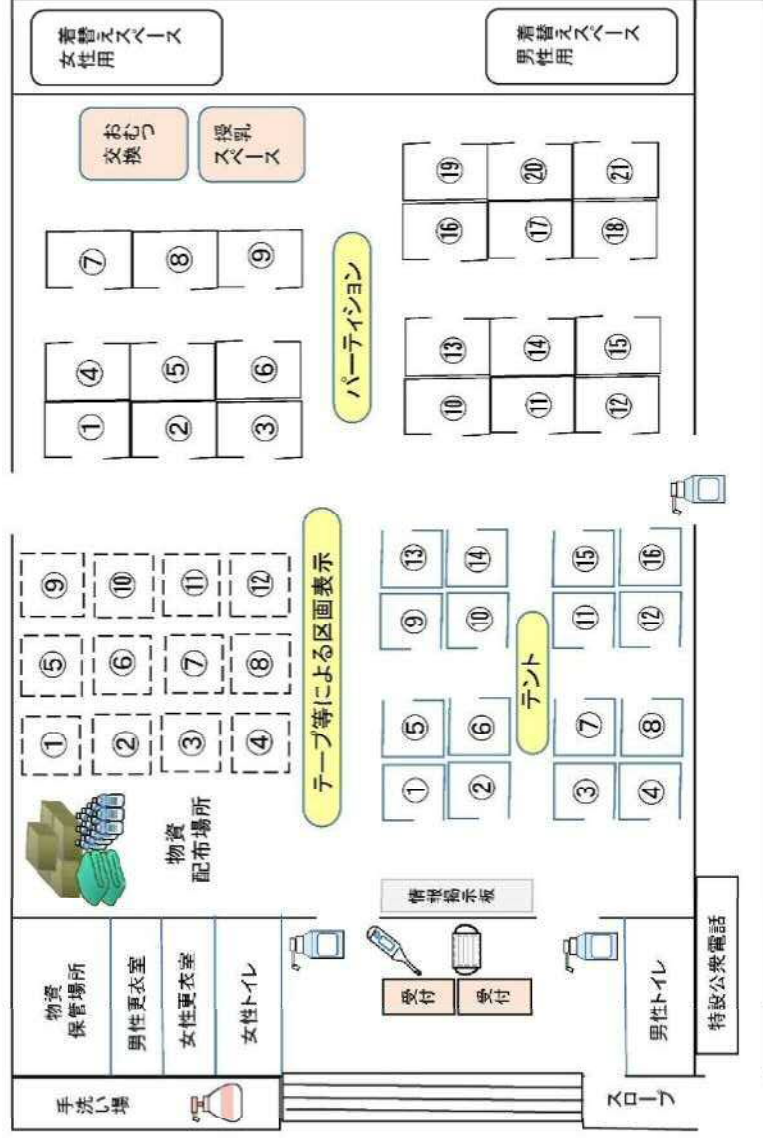
※発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テーブル等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



参考文献・資料

○内閣府（防災担当）通知関係

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（2020. 4. 1）
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（2020. 4. 7）
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第1版、第2版）について（2020. 5. 21、2020. 6. 10）
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第1版）について（2020. 6. 10）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第1版）について（2020. 6. 15）
- ・「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（2020. 4. 21）

○厚生労働省通知関係

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（2020. 4. 27）

○防衛省統合幕僚監部

新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために

○環境省通知関係

- ・「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方」チラシ

○その他

- ・新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）第二版（新型コロナ感染症と災害避難研究会（東京大学大学院情報学環総合情報研究センター客員教授松尾一郎他））
- ・新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック（認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））
- ・避難所開設での観戦を防ぐための事前準備チェックリスト Ver.2（人と防災未来センター 研究員 高岡誠子）

営業時間短縮・休業の要請

- ◎「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大。
- ◎東京都・大阪府・愛知県など、大都市圏で足並みを揃え「ガイドライン遵守」を徹底、感染の広がりが確認されたエリアに限定して「営業時間短縮要請」等を実施。

区域	栄・錦地区（名古屋市・中区）
期間	8月5日（水）～8月24日（月）・20日間
対象	○接待を伴う飲食店 ○酒類を提供する飲食店 ○カラオケ店
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

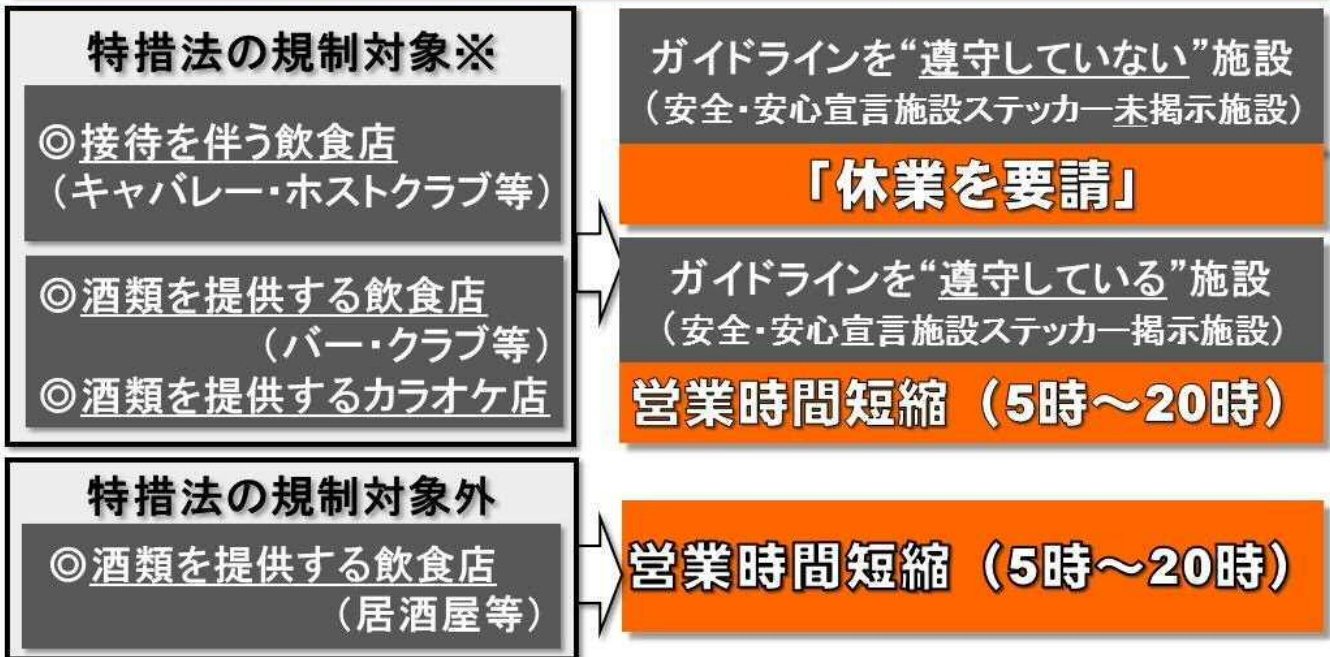
接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」 ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～20時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店 (特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店	
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～20時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは
 飲乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)

対象施設と要請内容



※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)
第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

感染防止対策協力金(仮称)の支給

<p>支給額</p>	<p>1事業者1日あたり1万円 最大20万円</p>
<p>条件</p>	<p>下記の2点を実施していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守 ● 「安全・安心宣言施設」に登録しPRステッカーとポスターを掲示

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言

区域：愛知県全域

期間：8月6日(木)～8月24日(月)

不要不急の行動自粛・変容

お盆休み期間中の行動自粛

県をまたぐ不要不急の移動自粛

感染防止対策の徹底